

第百九回国会 農 林 水 産 委 員 会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和六十二年七月六日)(月曜日)
(午前零時現在における本委員は、次のとおりである。)

委員長 玉沢徳一郎君
理事 近藤 元次君 理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂皓君 理事 保利 耕輔君
理事 松田 九郎君 理事 串原 義直君
理事 水谷 弘君 理事 神田 厚君
阿部 文男君 上草 義輝君
大石 千八君 大原 一三君
太田 誠一君 木村 守男君
菊池福治郎君 小坂善太郎君
佐藤 隆君 田邊 國男君
谷垣 慎一君 中尾 栄一君
野呂田芳成君 長谷川 峻君
森下 元晴君 保岡 興治君
柳沢 伯夫君 山崎平八郎君
五十嵐広三君 石橋 大吉君
田中 恒利君 竹内 猛君
辻 一彦君 前島 秀行君
武田 一夫君 玉城 栄一君
藤原 房雄君 吉浦 忠治君
佐々木良作君 藤田 スミ君
山原健二郎君

昭和六十二年七月二十八日(火曜日)
午前十時三分開議
出席委員

委員長 玉沢徳一郎君
理事 近藤 元次君 理事 鈴木 宗男君
理事 月原 茂皓君 理事 保利 耕輔君
理事 松田 九郎君 理事 串原 義直君
理事 水谷 弘君 理事 神田 厚君
阿部 文男君 上草 義輝君
尾形 智矩君 大石 千八君

出席国務大臣

大原 一三君 木村 守男君
菊池福治郎君 小坂善太郎君
谷垣 慎一君 東 力君
森下 元晴君 保岡 興治君
柳沢 伯夫君 山崎平八郎君
石橋 大吉君 新盛 辰雄君
田中 恒利君 竹内 猛君
辻 一彦君 前島 秀行君
安井 吉典君 武田 一夫君
玉城 栄一君 藤原 房雄君
吉浦 忠治君 藤田 スミ君
山原健二郎君

出席政府委員

農林水産大臣 加藤 六月君
農林水産大臣官房長 磯 滋君
農林水産省経済局長 眞木 秀郎君
農林水産省農蚕局長 濱口 義廣君
農林水産省畜産局長 京谷 昭夫君
水産庁長官 佐竹 五六君
委員外の出席者

外務大臣官房審議官 赤尾 信敏君
外務省経済局漁業室長 野上 武久君
文部省体育局学務部長 石川 晋君
校給食課長 稲垣 元宣君
参事(財団法人日本捕鯨協合理事長) 稲垣 元宣君
参事(全日本海員組合組合長) 土井 一清君

参事(北里大学水産学部講師) 長崎 福三君
農林水産委員会 羽田 實君
調査室長

委員の異動

七月十日 委員の異動
同日 山原健二郎君 補欠選任 金子 満広君
同日 上草 義輝君 補欠選任 伊藤宗一郎君
同日 太田 誠一君 補欠選任 宇野 宗佑君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 上草 義輝君
同日 宇野 宗佑君 補欠選任 太田 誠一君
同日 金子 満広君 補欠選任 山原健二郎君
同日 田邊 國男君 補欠選任 尾形 智矩君
同日 長谷川 峻君 補欠選任 東 力君
同日 田中 恒利君 補欠選任 安井 吉典君
同日 前島 秀行君 補欠選任 新盛 辰雄君
同日 尾形 智矩君 補欠選任 田邊 國男君
同日 東 力君 補欠選任 長谷川 峻君
同日 新盛 辰雄君 補欠選任 前島 秀行君
同日 安井 吉典君 補欠選任 田中 恒利君

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(宮崎茂一君外五名提出、第百七回国会衆法第六号)
本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(安井吉典君外十六名提出、第百八回国会衆法第一号)
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆法第六〇号)
大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆法第六一號)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆法第六一號)
農林水産業の振興に関する件(捕鯨問題等)

○五沢委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため
農林水産業の振興に関する事項
農林水産物に関する事項
農林水産業団体にに関する事項
農林水産金融に関する事項
農林漁業災害補償制度に関する事項
について、本会期中調査をいたしたいと存じます。
つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○玉沢委員長 第八八回国会内閣提出、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず、趣旨の説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤農務大臣 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

大豆及びなたねは、植物性たんぱく質資源あるいは油脂資源として国民の生活上欠かすことのできない重要な農産物であり、また、農業生産面においても、畑作においては輪作体系を構成する基幹作物として、水田作においては地域輪作農法の導入等による水田農業の確立を図る上で重要な農産物であります。

このような大豆及びなたねにつきましては、昭和三十六年から、大豆なたね交付金暫定措置法に基づき、その生産の確保と農家所得の安定に努めてきたところであります。

しかしながら、制度発足後四半世紀が経過し、その後の生産事情、需給事情の変化に伴って、現行制度ではこれらの変化に的確に対応し得ない場面が生じております。

このような情勢に対処するため、大豆及びなたねに係る交付金制度について、生産状況等を的確に反映させるとともに、一層の生産性の向上及び品質の改善に資するよう、この法律案を提出した

次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、生産者に保証すべき価格水準として農林水産大臣が定める基準価格の算定に当たっては、大豆またはなたねの生産構造や生産性の向上等を的確に反映したものとするため、これまで行ってきたパリティ価格等を参照する方式を改め、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向、物価等を参照する方式とすることとしております。

第二に、良品質の大豆またはなたねの生産を誘導するため、交付金の金額の算定の基礎となる基準価格等を種類、銘柄または等級の別に応じて定めることができることとしております。

第三に、生産者団体等による一層の販売努力を促進するため、交付金の算定の基礎となる標準販売価格に最低標準額を設けることとしております。

第四に、本制度の運営に当たって大豆またはなたねの生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮する旨を明確にすることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○玉沢委員長 次に、補足説明を聴取いたします。浜口農畜園芸局長。

○浜口政府委員 大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

第一に、基準価格の算定方法の改正であります。基準価格は、これまで大豆の輸入自由化前の販売価格に農業パリティ指数を乗じて算出したいわゆるパリティ価格及び生産事情その他の経済事情を参照し、大豆またはなたねの再生産を確保することを旨として定めることとされておりましたが、大豆またはなたねの生産構造や生産性の向上等を的確に反映したものとするため、販売することを主たる目的として大豆またはなたねの生産を行っていることを認められる生産者の生産費その他の大豆またはなたねの生産条件、大豆またはなたねの需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参照し、大豆またはなたねの再生産を確保することを旨として定めることとしております。

第二に、良品質の大豆またはなたねの生産を誘導するため、基準価格を種類、銘柄または等級の別に応じて定めた場合には、この種類、銘柄または等級の別に応じた基準価格等を用いて交付金の金額を算定し得ることとしております。

第三に、輸入大豆またはなたねに比べて品質的にすぐれている国産大豆またはなたねがその品位にふさわしい適正な価格で販売されるよう、標準販売価格に最低標準額を設け、交付金の金額の算定に当たり、標準販売価格が最低標準額を下回る場合にあっては、その最低標準額をもって算定することとしております。

第四に、農林水産大臣は、基準価格及び交付金の金額の算定に關して農林水産大臣の定める数量を定めるに当たっては、大豆生産またはなたね生産における生産性の向上及び大豆またはなたねの品質の改善に資するように配慮することとしております。

最後に、この法律の施行期日等でありましたが、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするとともに、この法律による改正後の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十三年産のものから適用することとしております。

以上をもちまして、大豆なたね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○玉沢委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○玉沢委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産業の振興に関する件について、本日、財団法人日本捕鯨協会理事長稲垣元宣君、全日本海員組合組合長土井一清君、北里大学水産学部講師長崎福三君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○玉沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○玉沢委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただきたく存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。稲垣参考人、土井参考人、長崎参考人の順序で一人十五分程度の御意見をお述べいただき、その後委員の質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

なお念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。

それでは、稲垣参考人をお願いいたします。

○稲垣参考人 御紹介いただきました日本捕鯨協会理事長の稲垣でございます。

国会の諸先生方にはかねてから我が国、私どもの捕鯨のために格別の御関心、御支援を賜り、また本日は本委員会におきまして私も捕鯨業界の考へ方、また諸先生に対してお願ひを申し述べ、機会を賜りましたことを、初めに心から御礼申し上げる次第でございます。

先生方御承知のように、本年のIWC会議は先月イギリスのボーンマスで開催されました。本年の会議におきましては、議題はたくさんございましてけれども、我が国として関心のある重大な項目が二つございまして、一つは、我が国の提案した調査捕鯨の調査捕獲に対する審議の問題でございます。第二点は、日本の沿岸の小型捕鯨業をい

わゆる生存捕鯨として認知させるための提案でございます。そのほか幾つかございましたが、この二つが重要な項目でございます。既に御承知のように、今回の会議には自由民主党から玉沢先生、菊池先生、東先生の三人の国会議員の方が出まされまして、斉藤IWCコミッショナーを初めといたしまして、我が国政府代表団の格別の御尽力、御奮闘をいただいたわけでございますが、結果的に見ますと、我が国の提案いたしました調査捕獲計画につきましては、例によつて例のごとくといひますか、IWCの理不尽な運営によりまして我が国が条約第八条の締約国の主権として実行できる調査捕獲についていろいろの難癖がつけられました。条約上容認できないようなIWCの勧告というものが採択されることになったわけでございます。また、沿岸の小型捕鯨の存続につきましては、生存捕鯨の定義がはっきりしないというやうなわけのわからない理由で結局来年回しになるというやうな結果になったわけでございます。

私どもの日本捕鯨協会は、このうちの調査捕獲に係る議案が直接の關係する問題でございます。

御承知のように、五年前、IWCにおきましていわゆるモラトリウムが採択されました。これにつきましては日本政府が条約に基づきまして異議

の申し立てをしたわけでございますが、その後アメリカから異議の撤回をするやうにと強い圧力が加わりまして、もし異議の撤回をしないならばアメリカの二百海里内における、いわゆる日米漁業協定のもとにおける漁獲割り当てを半分削減すとかゼロにするというやうな経済制裁をちらつかせまして、日本政府に異議の撤回を迫つてきたわけでございます。そういうことで三年ほど前から日米間で日米捕鯨協議が続けられたのでございますが、日本政府としても苦悩の選択をいたしました結果、二年間だけはアメリカの制裁なしに商業捕鯨が実施できるという合意が成立したわけでございます。また、それに伴ひましてモラトリウムに対する異議の申し立ても昨年の七月撤回するという手続がとられたわけでございます。

その時点におきまして私も政府にお願いし、また諸先生にもお願いしたわけでございますが、確かに商業捕鯨ができなくなつたのは我々として不本意ではございますが、政府の方でそうお決めになった以上やむを得ない、しかしながら、捕鯨条約を見ますと、第八条に締約国の主権的な権利といたしまして調査捕獲はできるということが明白に書かれております。また、同じ条約の第八条の第四項には、捕鯨産業の健全な発達のために鯨資源についてその生物学的資料を継続的に採取、収集しなければならぬという義務的な表現もございまして、そういう点から日本政府が今回のIWCに調査捕獲計画を出したわけでございます。

内容は、南氷洋の四区を対象にいたしましてミンクジラ八百二十五頭、マッコウジラ五十頭というものでございました。これは、日本の科学者が心血を注いでつくり上げた、まさに科学的な合理性を備えたものであり、しかもこの調査計画によつて条約附表で定められております一九九〇年までのモラトリウムの見直しに貢献するやうな内容として、科学的に極めて合理性の高い最高、最善の案として科学者がつくり上げ、そしてまた国会の諸先生初め日本政府全体として正式にお決めになつて御提出いただいたわけでございます。

す。

しかるに、IWCの科学委員会が例によつて反捕鯨科学者から理由のないやうなクレームがつけられ、また本会議に持ち上げられまして、これもまたこの数年、毎年のことでございまして、数々の力の表決によつて中止を勧告するやうな事態になつたわけでございます。中止勧告自体は条約上拘束力がないわけでございますけれども、日本政府としてはIWCの枠内にとどまる限りこれを無視しにくいやうな御事情はあらうかと思ひます。これまでもモラトリウム自体科学的な根拠のない無効の決定、我々業界といたしましてはこう思つていたわけでございますが、今回の勧告決議もIWCの条約の趣旨から見ても、また目的に照らし、そして手続的に見ましてもまさに違法と断定していい勧告案だと思つております。しかし、日本政府といたしましては、反捕鯨の旗頭であるアメリカの意向をいろいろお考えのことかと思ひますが、現在、日本政府が提出した調査捕獲計画をどういふやうに扱うか、いろいろ御検討のことと承つております。私も業界といたしましては、せつかく日本の科学者がつくり、政府の正式の決定として提案されたこの計画はぜひとも本年度から実施していただかなければならないと強く諸先生方にお願ひしたいところでございます。

アメリカはIWCにおきましてこういつた違法の決議あるいは違法の決定をしておりますが、それをまたアメリカの国内法に基づきまして日本をおどかしてIWCにおける違法の決定をさらにしにやうなやうな行動をとらうとしてゐるわけでございます。私どもはこれまで十数年来、こういつたIWCの違法な行動に対して隠忍自重を重ねてまいりました。これも日本政府のいろいろのお考えを我々なりに十分理解いたしまして、日本の国益のために忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐えてきたわけでございますが、今の時点になりますと、いよいよ最後の核心といひますか我々業界の生命線に触れるやうな事態に立ち至つてきて

おります。もはやこれ以上引き下がるわけにはまいらないと我々業界として考えております。捕鯨問題はいろいろの要素を含んでおります。単に条約論、科学論だけではなくて、文化論、価値論あるいは政治論、そういったものを含んでいゝうことは私も十分認識しておりますけれども、現在IWCで行われているやうな、そしてまたアメリカが実施しようとしてゐるやうな行動がもしこのまま許されるとしたならば、世界に法と科学は存在し得なくなるでありましようし、また正義と公平の実現もおぼつかないのではないかとさへ思つております。

捕鯨は現在、国民経済的に見ますと非常に小さなものとなりましたけれども、私も業界、捕鯨人の心の中には何百年の歴史はぐくまれました誇り高い魂がございまして、我々はこの魂が理由もない、根拠もない違法な圧力のもとにつぶされることについて最大の怒りを感じざるを得ないわけでございます。いろいろ難しい問題はあらうかと存じますが、条約に基づいた正当な事業であり、また国内法的に見ましても完全に適法な事業でございます。諸先生方の御尽力、御配慮によりましてこの調査捕獲計画が本年度から実施に移され、そして鯨資源に対するより精細なデータを提供いたしまして、捕鯨条約の付表で求められてゐる資源の再評価、そしてまた捕鯨の再開へ向けての効率的な調査をぜひともお願い申し上げます。かように思つてございまして、私もお願いいたします。で、一〇〇%我々の希望が通らなければならぬやうなやうなことは考えておりません。国会の諸先生初め外交、行政の各担当の方々がしかるべき手続と温かい気持ちを持つてこの捕鯨の存続について御奮心いただいて、御決定いただけるやうな心から御願ひ申し上げる次第でございます。甚だ簡単でございますし抽象的でございますが、以上をもちまして私の陳述にかえさせていただきます。御清聴どうもありがとうございます。(拍手)

○玉沢委員長 ありがとうございます。

次に、土井参考人にお願いたします。

○土井参考人 全日本海員組合の組合長をやっております土井一清でございます。日ごろは各先生方には漁業の問題あるいは最近特に捕鯨の問題、漁業労働者の問題等について大変御配慮を賜っておりますことに心から感謝を申し上げたいと思っております。

私は、今次三十九回のIWC総会が我が国にとって極めて屈辱的なものであったという事で憤りを禁じ得ません。既に先生方御存じのとおり、今次IWCの最終段階におきましては、国際法もあるいは科学的な論拠も、そしてまた国家の主権も無視するような決議が多数の暴力によって決行されたという点であります。

私も、一九八二年にモラトリウムが急速決定されて以来、これらの捕鯨問題については国際協力の中で話し合いと理解と協調と平和裏に国際世論がIWCの存在意義に着目して、そして各国の捕鯨業とそこに働く労働者と、その恩恵を受ける国民の幸せのためにIWCが健全な国際機関となることを念願しておったわけであります。しかし、IWCのやっていることはまさに科学的な論拠を逸脱し、あえてそれを無視して多数をもって議決をするという、この暴挙に対しては断じて容認することができないという事で、捕鯨取締条約に規定される当然の権利である異議の申し立てをいたしましたわけであります。政府も当然そういう考えに立つて我が国の主権のもとに異議申し立てをされたわけであります。

しかしながら、アメリカという極めて強大な大国がありまして、世界で常に自国はナンバーワンでなくちゃならぬという力を誇示する国がありまして、日本に対して、日本が国際会議の決定を無視するようであるならば日本に対して報復処置をすべきであるという観点から、バックウッド・マダソン法さらにはペリー修正法といったような日本の水産業に対する決定的な報復法案を成立させ、それをもって日本のモラトリウムに対する異

議申し立ての撤回を迫ったわけであります。我々日本の漁業界と漁業労働者と、その漁業によって飯を食っている一般国民は事ここに至って、アメリカの言うとおりに捕鯨を捨てて北洋に生きるのか、北洋を犠牲にして捕鯨に生きるか、その選択を迫られたわけであります。日本は、アメリカはいろいろな面で大事な国である、アメリカとの友好親善のきずなを傷つけないというこの国の政策というものは尊重さるべきでありますけれども、遺憾ながらアメリカのごり押しの譲歩に迫られて、日本はモラトリウムに対する異議申し立てを撤回した。そのときにアメリカはじや北洋を生かしてくれなかつたかという、北洋でも大きな犠牲を日本に強いてまいりました。

今日、概括的に申し上げまして、御存じのとおり捕鯨も大きく捕獲量を削減され、北洋においても漁獲割り当て量が削減されまして、殊に北洋漁業の壊滅的な打撃は目を覆うようなものが今あります。かつてはアメリカの二百海里水域で二百萬トン近く魚をとっておりまして、今日では三十萬トンを切るような状況であります。しかも、日本は今や世界一の水産物の輸入国になっております。皆さん方はそれぞれ地元で漁業基地を持っております。皆さん方はそれは世話を願っておる方も多からうと思ひますけれども、かつての水産王国日本が今では世界一の水産物輸入国というような形になってまいりました。これは決して捕鯨との絡み合いだけであるとは言いませんけれども、多分に日本がIWCにおいていろいろな面を攻撃され、その攻撃に抵抗すればするほどアメリカの報復法案が発動されるというやうな極めて残念な状況が日民間にあることは御存じのとおりであると思ひます。私も、どちらか生きてもどちらかが助かるならばと思ふこともありますが、しかし現実においては、漁業全体が今日極めて厳しく、職場が縮まり、漁業を廃業する業者がふえ、倒産、離職という傾向が一層深刻の度を深めてまいっております。かつては、天武天皇以来、西暦六七〇年代から

我が国の国民の食文化ということで継承されてまいりまして、戦前、戦後を通じて多くの母船が南水洋に、あるいは北水洋に、そして沿岸水域で捕鯨に従事をしてまいりました。なかなか戦後におきましては、食糧難の真つ最中に、昭和二十一年から昭和三十年の末に至る間におきましては、家庭の食卓の動物性たんぱく食料の二五％は鯨肉で賄ってきたという極めて貴重な事実があるわけでありました。

今日、鯨は国際捕鯨取締条約の中で漸減に漸減を重ねてまいっております。しかし、我々一九八〇年以來資源管理に十分留意し、かつまた科学的な調査を重ね、あるいは生物学的にも鯨資源の育成、培養にも努めてまいっております。

したがって、グリーンピースを初めとする環境保護団体あるいは動物愛護団体、それらの元締めであると言われるアメリカ、さらにはイギリス等々が鯨は絶滅するということを言っておりますけれども、最近のIWCの科学委員会においては、特に南水洋におけるミンクジラの頭数は増大をしていて、今回の三十九回のIWC会議ではミンクジラが二十八万七千七百十七頭にふえていて、これは昨年に比べれば約二万頭捕獲対象の鯨がふえていくわけでありまして、これは目で見た視認による評価頭数であります。したがって、現実には三十萬頭を超えておるだろうと言われるほど資源は大きくなっております。反対者が言うやうに鯨資源は絶滅どころか大きくふえてきている、その他のナガス等の鯨類においても着実にふえておることが科学的に立証をされております。IWCにおける科学委員会が科学的にそのような鯨資源の増大を評価しておるにもかかわらず、本会議においては数の暴力でこれらが否認されておる、まさに国際会議における民主主義も公正もあつたものではないと思ひます。

私も、そういう状況の中で、この捕鯨をいかに存続するかということにつきましては、商業捕鯨についてはどのような形の会議であつたらうと、決議された以上商業捕鯨の一時中断やむを得

ないと思ひます。しかしながら、捕鯨取締条約の八条に規定される調査捕鯨については、締約国の主権事項としてこれは絶対やるべきであるという考え方でありまして、これは、一つには締約国の国際的な主権としての権利である。二つには、我が国の食文化の継承である。さらには捕鯨労働者の雇用と生活を守ることであります。さらには、沿岸小型捕鯨のように、地域社会に密着した地域の生活と文化と切つても切れない関係にある小型捕鯨分野における生存捕鯨は、これはまさに地域文化、生活の崩壊につながるものとして絶対途絶えさせてはならないというぐあいに思ひます。

私も、昭和五十一年に政府の指導によりまして、従来の三つの捕鯨会社を一本化して共同捕鯨という株式会社をつくりました。言うならば、官公使でつくつた国策会社とも言ふべき会社であります。この会社においては毎年資源を評価しながら、我々で頭数の評価に努めてまいりましたけれども、現実、乗組員の数は、五十一年当時千五百人おりましたのが、その後三年もたない五十三年には、半分の七百五十人になりました。そして今日には五百三十三人になりました。年輪的には四十七歳を超えております。そしてまた、沿岸の大規模捕鯨におきましては三百三十人おります。地域の沿岸小型捕鯨に至っては九十四名。トータルで捕鯨業に直接従事している船員、砲手、裁判要員等々を含めて九百三十人が今鯨の事業に携わっておりますわけでありまして、実はその鯨を食つておる人は何万人、何十万人とおります。そして、それでもって商売をし、なりわいとしておる人たちがまた何十万人とおることは御存じのとおりであります。

私も、それらの日本の固有の文化と、日本国の権利を当然主張して対処をいたしたい。特に我々は、調査捕鯨を実施する際には、当然アメリカがPM法の適用あるいはペリー修正法の適用等で恫喝してくるでしょう。しかし、もうこれ以上アメリカに恫喝されるということがあつては、

日本国そのものの主権と自治にかかわると思ひます。私は、決してそういったことにひるむことなく、堂々と日本の政府として調査捕鯨並びに沿岸捕鯨の生存捕鯨としての当然の国際法に定める権利を主張し、実施をするという決意を国策としてお決めのいただきたいと思ひます。

諸先生方の真摯な御協力によりまして、我々の今主張する問題が適正に日の目を見ることを心から期待して、私の参考人としての意見開陳といたします。ありがとうございます。（拍手）

○玉沢委員長 ありがとうございます。（拍手）

次に、長崎参考人をお願いいたします。

○長崎参考人 長崎でございます。

私は、専門が海洋生物利用管理論というのでございまして、数年前から鯨の問題、鯨の管理の問題に従事してきております。四年間ほとんど毎年のように捕鯨委員会の科学談義に参加をしてまいりました。きょうは調査研究という面からこの捕鯨、鯨の管理という問題を少し述べさせていただきますと思ひます。

我々が捕鯨問題を論ずる場合にいろいろな側面があると思ひますが、少なくとも科学者あるいは科学小委員会の場合でいっても日本の研究者が行動原理にしております憲法といひますか哲学といひます。ほかにない捕鯨条約そのものでございします。ですから、捕鯨条約の内容に沿った物の考え方を常にしてきたわけでございます。その点はまさに自負できると考えております。

先生方、既にお聞き及びのことと思ひますが、一九八二年に第三十四回IWCの年次総会で三年間の猶予を持った商業捕鯨のモラトリウムが採択されたわけでございます。この年もそうでございますが、科学小委員会、科学者の検討の報告書の中にはモラトリウムが必要だとかそういうことをやるべきだといふ趣旨のことは一言も書かれてないわけでございます。したがって、日本の科学者あるいは日本とほぼ同じような見解を持ってきた外国の科学者もモラトリウムには科学的な根拠がないと言つてまいりましたわけでございます。

ただ、それであるにかかわらず、モラトリウムがまかり通つてしまつた。そしてそれ以後何となく商業捕鯨を圧迫し続けてきた、科学的な面でもそういう雰囲気が出てきたのは、実は一つは環境生物学者という人たちがいるのですが、そういう人たちの一つの有力な武器は不確実性という言葉でございます。この不確実性というのがある意味で科学調査にはつきものでございます。我々は何も我々のやつてゐる研究を完全に一〇〇%信頼できる、確かなものだといふふうに考えている人はだれもいないわけでありまして、その不確実性を盾にとられてまいりますとなかなか対応の仕方が難しいといふことがございました。

ただ、このモラトリウムには、遅くとも一九九〇年までに包括的な資源の見直しをやるうじやないかという決定の一文が加わつてゐるわけでございます。したがつて我々は、一九九〇年時点ですべての捕鯨の資源量についても一回正確な基盤に立つた再評価をやるう、そこで商業捕鯨といひやないか、巻き返そうじやないかといふ感じを、つと持つてきたわけでございます。それ以来既にもう五年の歳月が流れてゐるわけですが、この五年間日本の科学者は、かなりIWCの科学小委員会の場でお金も使い、努力もし、人力も知力も使つてまいりました。しかし、なかなかそれは効果を上げるまでになかなかつた。それは先ほど申し上げました不確実性にどう対応したらいいかといふ問題が非常に大きく立ちはだかつてゐたといふことかと思ひます。

この不確実性というのが出てまいりますと、例えばレポートの中に両論併記といふのが出てまいります。これは、どちらが正しくてどちらが悪いんだという書き方ではなくて、こういう意見もこういう意見もあるよという併記をされますと、後はそれを決定する場合に票の力で決定してしまひますので、科学者の力ではいかんともしがたいといふ非常に厄介な性質を持つてゐたわけなんです。それは、なぜそんなに問題になるほど不確実

なのか。私たちは我々の研究結果を決してそんなにひどく不確実などとは考えていないわけなんです。その不確実性が出てまいりますのは、全くないわけではございません。その不確実性はどこから出てくるかと申しますと、大体こういう鯨の利用管理をする場合に最も重要な情報といふのは、ある特定の種類の鯨が何頭いるか、全体の数といふのがまず推定されるのが常道でございます。その数に対して一年間にどのくらいの割合でふえるかといふ率を計算いたします。そしてその数に掛けた頭数がほぼ年間利用できる数といふことになりまして。

ところが、この全体の頭数を推定するといふ点でも、それからどのくらいの率でふえていくかといふ率の計算でもこの不確実性がどうしても入つてくることになるわけでございます。ただ、今一番問題になつております南氷洋のミンクジラの場合には、全体の頭数について最近——IDCR調査と我々呼んでおりますが、調査船を使いまして走つて群を目視します。そして群を見た割合、密度から全体の群を推定するわけでございますが、これが最近数年間非常に精度を上げてきております。したがつて、IWCの委員会でもIDCRの調査は続けようといふのが圧倒的な支持を得てゐるわけでございます。そういう意味では、技術的には問題がございませんが、全体の頭数を押さえるといふことはかなりいい方向に向かつてゐる。IDCRを続けていく限り、日本の科学者が中心になつた目視を続けていく限り、かなりいい結果が出てくるという評価を受けてゐることは間違いないわけでございます。

さてそこで、余り時間がございませんのではしよつていかざるを得ないのですが、現在科学的に申しまして我々の目の前に三つの大きな課題があると考へてよろしいかと思ひます。一つは、先ほど申し上げました一九九〇年に包括の評価をやるうといふことでございますので、いかにしてその包括の評価を達成していくかといふことでございます。これは大体過半数の仕事が

過去の資料をもう一度再検討してみたいといふことでございます。しかし、過去のデータといひますか情報をひっくり返しても、決してそんなに新しい情報が出てくるわけではございませんので、どうしても二番目として、新しい情報をどういふうにして手に入れるかといふことが課題になります。これは日本側の科学者としてかなり力を入れたいと考へてゐるところでございます。先ほど申し上げましたようにIDCR、目視調査を続けることによつてミンクあるいはそのほかの南氷洋の鯨あるいはそのほかの水域の鯨についても、全体量をつかむ方法には方法論がかなり確立されてきたといふことを言つて差し支えないと思ひます。したがつて、新しい情報は目視調査を続けることによつて得られるだらうと思ひます。

それから、もう一つの毎年ふえていく率をどうやつて計算するかといふことですが、この点が大変難しい問題でございます。実は、今まで毎年ふえていく率を計算しなかつたわけではないのですが、それが不確実性と言われてきてしまつた理由の非常に大きな原因の一つは、そういう資料、データを我々が商業捕鯨の結果から得てゐるということなのです。商業捕鯨といひますのは、当然のことでございますが大きな鯨を優先してとつていくわけでございます。そういうとり方をしたデータからはそんなに代表的な、統計的に意味のある数字は出てこないよといふのが不確実性の原因でございます。したがつて、我々は現在、目視の調査とそれから統計的に意味のあるような、つまり商業性を排除した、全く商業的な性格を持たない、つまり大きな鯨をとるのはなしに統計的にランダムなといひますか、全く意思性を持たないような標本を抽出する、標本採集を行おう、これから出てきた情報こそが不確実性に対して最も強い武器であるといふふうに考へてゐるわけでございます。したがつてどうしてもこの調査はやらなければいけない。この調査から出てくる情報こそが我々の主張を勇気づけてくれる、合理化してくる唯一のものだといふふうに考へております。

それからもう一つは、鯨の資源の管理方法という技術的な問題がございます。これは関係はございますけれども、時間の関係できょうは割愛させていただきます。

それでは、一体標本抽出をするような作業をどういうふうに行おうとしているのか。我々は、こゝしその計画案をIWCに提出したわけでございす。私の感じとしては、何人かの、そしてかなり多くの科学者たちは日本の計画にかなり好意的な同情と理解を示してくれたわけでございす。しかし、IWCというのは先ほども申し上げましたように数で物を決めてしまひますので、今回のような勧告になつてしまつたわけでございす。

どういふことを我々が考えているかといふことを申し上げますと、例えば南水洋で一番情報がある四区と五区といふのがございす。この四区と五区といふのは、日本の捕鯨船団が今まで一番多く鯨をとつておる水域でございす。そこでは科学的な情報が非常に豊富でございすので、まず四区をねらつて調査をやろうといふことでございす。そして四区を対象にして、例えば八七年から八八年の漁期、この次の漁期になります、ここで八百二十五頭のミンクをランダムにとりま

す。ランダムにとつていふことは大変難しいこと、かなり時間と費用のかかることでございす。が、あえてランダムにこれをとつてみようといふことでございす。それからその次の二年間は、この四区で、八九年にも同じ四区で同じように八百二十五頭とつてみよう。それからその次の二年間は、この四区では捕鯨をいたしません、採集をいたしません。それから二年たつた一九九二年に再び四区で八百二十五頭のミンクをとつてみよう。それからその次の年の一九九三年にもう一回八百二十五頭とろう。こういうことを繰り返してまいります。そうしますと、年間を通して見ますと延べにすると大体四百数十頭のミンクを間引いたことになります。

そのくらの標本で一体何がわかるんだという議論が一方でございす。このことについて簡単

に御説明しておきたいと思ひます。

八百二十五という数字が一体十分なのか、そんな数字でもつて本当に外国の生物学者の言つてゐる不確実性に打ちかてる情報が出てくるのかどうかといふことでございす。私はこれは確実に出てくるといふふうな考えております。統計的な数字でございすので、多ければ多いほどいいといふことは当たり前のことでございす。そして八百が千五百あるいは二千とふえていけばいくほどその統計的な精度が上がることはわかり切つたことでございす。数字をふやしても精度の上がりが方には限界があるわけでございす。そして、もつと大事なことは、商業捕鯨で何頭とつても正確な情報ばかりにないといふように、実は頭数そのものよりも八百二十五頭という頭数をどういふふうにしてとるかといふ内容の問題があるわけでございす。

そこで、この八百二十五頭をそういう面から検討してみることがあるわけでございす。実は、我々が問題にしておるものは、一番知つたがっている情報は、ミンクジラが一年間にどのくらい自然に死亡してしまふかといふ率を知りたい。これを正確につかみます、今まで不確実性であつたいろいろな問題にかなり明確な答えを与えることができるわけ。このところが全く弱いところであつたわけ。どうしてもこの数字をつかみたい。それで日本が提案いたしました現在持つております計画のデザインの根拠には、自然死亡率を知ることが非常に大きな基礎にといふか、課題になつてゐるわけでございす。

ところが、この鯨の自然死亡率といふのはそんなに大きくはないのです。〇・〇八六とか〇・〇七とか、そんな数字でございす。したがつて数字が非常に小さいわけ。それに輪をかけて鯨の年齢組成といふのは三十歳、四十歳という年齢が入つてまいりますので、年齢に比べると非常に数が少なくなつてしまふわけ。ですから、我々がこれを知りたい、情報を知りたいと思つて

おりますその情報が出てくる相手の群の頻度といふのは非常に小さくなつてしまふわけ。しかし、それをカバーするために日本の科学者は幾重にも手だてを講じてゐるわけでございす。二つの点で結ぶような調査をしないで、何点かをばらまいて、そしてそれで回帰線を引くような、そして死亡率を推定するような手法を開発しております。したがつて私は、この手法を使えば八百二十五頭、先ほど申し上げました頭数をランダムに採集することによつてかなりいい結果が期待できるといふふうな考えております。

この頭数についてはもう少し細かい説明が必要かと思ひます。我々が書いた資料もございすので、必要でございしたらばその種類のドキュメントなり解説書なりを御参考までにお読みいただけると大変幸ひでございす。

それから、最後に申し上げておかなければならぬのは、我々は商業捕鯨でとるわけではございせん。八百二十五頭をランダムにとるといふ、そのいかにしてランダムにとるかといふのは大変時間と労力がかかります。そして調査船の数が限られております。それから予算が限られてゐるといふこと、人員が限られてゐるといふこと、そして南水洋の漁期といふのは非常に短いわけ。その中で果たして八百二十五頭の理想的なランダムのサンプル、標本がとれるかどうかといふのが今問題になつてゐることでございす。しかし、これはとれないわけではないので、とるつもりではありますけれども、いかにうまく効果的にそれをランダムにとるかといふことは、これは一年目に一〇〇%有効なサンプリングができるという確証はまずない。ですから二年目あるいは三回目にはかなりいい標本がとれるといふようなかなり長期的な視野でお考えいただきたいといふふうな考えてゐるわけ。頭数が多ければ精度が上がるといふことはまさに確かなことです。しかし、その頭数を非常に理想的な形でとらうとするのには大変な労力が必要だ、そういう意味の限界といふのを考え願わなければいけないといふこ

とでございす。

まだほかに申し述べたいことがたくさんございす。時間が参りましたので、以上をもつて参考の情報とさせていただきますと思ひます。(拍手)

○玉沢委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○玉沢委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 三参考人から大変貴重な御意見、ありがとうございます。

時間が限られております関係で意を尽くすことができなかったといふふうなお気持ちもあると思ひますので、私には二十分の時間がありますので、それをひとつ皆様提供して、足りない点についてお話をいただければと思ひます。

その中で特に稲垣参考人については、大洋漁業、日本水産、極洋の捕鯨三社を統合した形で現在の共同捕鯨が設立されたわけ。それは、その間に政府が入つて、商業捕鯨といふものは大変な状態になつてゐる、だから一本にした形で商業捕鯨を成功させなければいけない、そういう気持ちから政府の指導であつたと思ひます。したがつて、今の事態に至りまして共同捕鯨のみならずの責任がさらに大きくなつたのは当然でありますけれども、そこまで持つてきた政府自身も大きな責任があるのではないかと、そう思ひます。そういう私の考え方に対するお考え方。

また、今勧告が行われましたけれども、条約の固有の権利として調査権があるわけですから、勧告そのものにはそれを覆すだけの法的拘束力はありません。ですから、思い切つてやはり調査捕鯨をやるべきである、こういうことを私どもは主張してゐるわけであります。その際、何とか早目に

やりさえすればいいんじゃないかというふうなことではどうも不十分なので、やはり今漁期においてスタートさせるというふうな積極的な気持ちが必要で成果は上がらぬのではないかと。政府が態度を決めて、それからすぐに飛び出していくとしても、若干の時間的な余裕も必要ですから、だからできるだけ早く決めて、早く今漁期中に出ていくというふうなことの気持ちが私は必要ではないかと思うのですけれども、実際担当される共同捕鯨としてのお気持ちを伺いたいわけでありま

時間が限られていますので適当に答弁の方は配分していただくことにいたしました。それじゃ土井参考人の方には、共同捕鯨ができる段階においてかなり人員の整理が行われているわけですね。そこで大変な痛みがある上に今度の事態であります。しかも、私よくはわかりませんが、捕鯨業者は他の漁船ではなかなかいい働きができないという職能的な事情もあるというふうなことも聞かれています。それだけに今度の事態というのは非常に深刻ではないかと思うのですが、その辺のことを伺いたいし、職場の縮小というふうなものになった場合への対策というのか、そういうようなことはどんなふうにお考えになるかというところでございます。

それから、長崎参考人の方は、詳しい資料での御説明をいただきましたのでお考えはよくわかりましたけれども、もし今すぐ日本政府が認可をして調査捕鯨をやるということになったら、その目標頭数というのは同じようなことでスタートさるべきであるというふうなお考えなのか、あるいは大変無理したスタートだからもう少し数字を何とかした方がいいというふうなあれがあるのか。これも科学的な調査ですから、私は科学的な良心に立つた数字でなければならぬと思うのですが、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○稲垣参考人 安井先生の初めの二つの御質問にお答えさせていただきますと存じます。

共同捕鯨という会社ができましたのは十一年前の昭和五十一年でございますが、その二年ほど前にIWCで鯨資源の新しい管理方式というのが採択されました。その時点におきまして既に捕獲枠がかなり減少を続けてまいりました。そしてまた、新しい管理方式ができましたと、各水産会社が個別に南水洋あるいは太平洋の母船式操業をやると経済的にも成り立たない、事業的にも効率的ではないということがございまして、農林大臣の指令という形で母船式部門を統合すべきであるというお話がございまして、その結果、五十一年の二月に共同捕鯨株式会社というのが設立されたわけでございます。その考え方は、ただいま先生がおっしゃいましたように、日本の伝統ある捕鯨を何とかして存続させていきたい、特に捕鯨技術というものは一度なくなると復活させるには非常に手間と経費もかかるということで、従来の規模を半分ぐらいにした形で共同捕鯨という一社に統合指令が出されたように私は承っております。

その時点から、水産庁初め政府全体といたしまして、共同捕鯨の維持育成につきます。これは格別の御心配をいただいてきております。無論業界の立場からいえば必ずしも一〇〇%満足できるというところではございませんけれども、非常に厳しい財政事情のもとで、またほかの業界とのバランスなどのこともありましたけれども、統合会社の共同捕鯨株式会社に対しては、水産庁初め外務省、大蔵省、政府の方から格別の御心配をいただいております。そのお考えは現在も全く変わらないてはどうかと私も行政当局を信頼申し上げております。

第二点でございますが、確かに先生おっしゃいますように、条約八条で締結国がほかの外国の制約を受けることなく実行できる調査捕鯨計画でございますので、堂々と本年から実施に踏み切りたいでございます。私が私も業界の念願でございます。

○土井参考人 安井先生の質問の二つの問題について以上でございます。

いて答えると思いますが、最初の分につきましては、約七百名、統合の段階で退職を余儀なくされました。そのうち実質的に海に就職した人間は極めてわずかでありまして、あとほとんどの人間が結局船に就職できずに、陸上に転職を期待いたしましたわけですが、この陸上もなかなか思うように就職口がなくて、結局いつの間にか落ちついてしまった。追跡調査を一部やりましたけれども、実際は大概家事、農業等に落ちついたあるいは沿岸漁業等で職を求めたというのが実態でございます。本来であれば船員としての再就職であるいは陸上にまともな職業に定着を期待するわけですが、これも、大体そのとおりいかなかったということでもあります。

それから、二番目の問題では、私もとしては過去、共同捕鯨時代の減船、これは捕鯨の捕獲頭数の減少に伴って減船したわけですが、それらの中でも捕鯨船につきましては、海上保安庁の監視船あるいは水産庁の取り締まり船というような形で転用を願ったわけでありまして、そういう分野で今日まで細々と雇用は維持されておりますけれども、御存じのとおり、政府の予算の緊縮化でそれらの船についても将来安定的に用船されるかどうか、あるいはそこで雇用されるかどうかということについては非常に危惧するところでもあります。これは先生方の御配慮によって、職場確保という意味からそういった官庁の御用達という点についてはぜひ御配慮いただきたいというぐあいに思います。

○長崎参考人 安井先生の御質問にお答えいたします。先ほども若干触れたのでございますが、ことしから早速調査捕鯨に入るといたしました場合に頭数をどう考えればいいのかという御質問かと思

これは統計的な問題でございますので、多ければ多い方がいいという言い方をすればそれで事が済むのかもしませんが、先ほども申し上げましたように、その代表的な標本をとるということ

は、商業捕鯨をやつて頭数をふやすなどということとはけた違いなお金のかかる、労力を要する仕事でございます。現在許されている予算の上でつくったシナリオではミンクを四区で八百二十五頭とるというぎりぎりいっぱい頭数で計画が組まれております。これ以上ふやすということも、船の隻数をふやせばということがあればできるのかもしれないが、今の利用できる船の数それから研究者の数などから考えて、私としてはかなり難しい問題ではなからうか。ただ、一つだけお願いしておきたい、どうしても先生方に御理解いただきたいのは、八百二十五を下げては困るということ。これを下げると全くシナリオが崩れてしまふわけですから、シナリオが崩れると、先ほど申し上げましたように、不確実性に対する強力な答えがどうしても出てこないということになりますので、下の方に下げていくことはなるべくないような御努力をお願いしたいというふうに考えております。

○安井委員 ちよつと時間がおくられているようですから、これで次へ譲ります。

○玉沢委員長 吉浦忠治君。

○吉浦委員 時間がずれて入っているようでございますから、なるべく簡潔にお答えをいただければと思います。

最初に稲垣参考人、大変お忙しいところを本場にありがとうございました。貴重な御意見をいただきました。大変感謝申し上げます。次第でございます。重複する面もあると思いますが、政

このたびの調査捕鯨の計画でございますけれども、IWC科学委員会が疑念を解消しない限りこの実施は認めないというふうないわゆる勧告決議が採択されて、事実上の中止に迫る内容であるわけでございますが、本来この調査捕鯨は各国の主張に基づいて実施できる旨の条文が明記されているわけでありまして、これは私は、個人的な見解かもしれませんが、条約に対する重大な

違反行為であり、また無効であると思うわけであり。したがって、この後の委員会で質疑を行いますけれども、政府は諸般の事情を考慮されて調査捕鯨を断念するようなことがあれば重大な結果を招きかねないと思つておられるわけですが、今漁期出漁できないとすれば漁期でござい

う保証は全くないわけでありまして、こういう点で、今漁期やらないということは永久にやらないということとイコールではないかと思つておられるわけですが、したがって、この点のような見解を持つておられるのか、また調査捕鯨ができない場合実態的にどんな影響が出るとお考えなのか、その二点、簡潔で結構でございますから。

○稲垣参考人 吉浦先生の御質問にお答え申し上げます。

先生がおっしゃいました勧告決議についての法的な解釈でございますが、学者によりまして、またいろいろな立場でいろいろな解釈があるうかと存じますが、私個人といたしましては、吉浦先生がおっしゃったことと全く同意見でございます。

第二点でございますが、調査捕鯨をもしことしやらないで来年になったらどういふことになるかという御質問でございますが、私も、ことし確定にやっていたら確信してございまして、先生おっしゃる通りに、もしことしやれませんと来年のIWCで認められる、あるいはやれる事態になるという可能性は九九%ないと判断してよろしいかと私も考えております。

以上でございます。

○吉浦委員 もう一点だけ稲垣先生にお尋ねをいたしますが、商業捕鯨については我が国もIWCのモラトリアムの決定を受けておられますし、一九九〇年までは包括的見直しを行うことになっているわけで、調査捕鯨や沿岸の生存捕鯨などができるような状況のもとで商業捕鯨が再開できるといふ期待を持っていられるのかどうか、この点お答えをいただきたい。

○稲垣参考人 お答えいたします。

しまして、ゼロでない捕獲枠の決定を行うと定められております。法律的には捕鯨再開の可能性が明記されているわけでございます。

事実上そういう方向になるかどうかというお尋ねかと存じますが、少なくとも現在調査捕鯨、調査捕鯨の対象となっておりまして南氷洋のミンク資源につきましては、資源の再評価によつて捕獲が再開できるだけの資源状態になっているものと私も確信しておりますし、また、この調査捕鯨がどういふふうに行われるかまだ最終的にはお決めいただいておりますが、いわゆる臥薪嘗胆の気持ちで将来の事態に備える覚悟をいたしております。

○吉浦委員 土井参考人にもお尋ねをいたしたいと思つておりましたけれども、かなり細かくその実態をお話しいただきましたので、大変強く感銘をいたしました。

長崎参考人にお尋ねをいたしたいと思つた。学問的な立場でかなり御披露いただきましたが、IWCの使命というものは、国際捕鯨条約に基づいて鯨類の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展を図ることにある、こうしているわけでありまして、今やIWCは捕鯨産業の安楽死や餓死を図る機関となつてははいませんかと思つておられる。したがって、捕鯨国の主張に基づいて調査捕鯨をさえないというふうなことになるかと、先ほどお話しただきましたけれども、今後学問的にはどのような事態に相なるという見解を持っていられるのかどうか。

○長崎参考人 これから商業捕鯨もなくなる、それから調査捕鯨も行わないということになりますと、少なくともIWCが、つまり捕鯨委員会が意図しているような、ただいま先生がおっしゃった資源の有効な管理と利用、利用と保存という本来の条約の趣旨というものは全く生かされないだろう、そして新しい情報、科学的な情報というものはもうほとんどいっていいぐらいついてこないだろう。つまり、我々と鯨の生活の上での結びつきというものはそういう状態が続く限りはもう切れて

しまふだろうというふうな考えております。

○吉浦委員 あと二点ばかりちよつと短い時間でお尋ねをいたしておきたいのですが、現在捕鯨が禁止されているいわゆる鯨類についてはその種々の資源状況について細かな実態が把握されておるのかどうか、この点が第一点。

もう一つは、先ほど御説明ございましたように、ミンクジラ八百二十五頭等の数字について、あるいはマッコウクジラ五十頭という数字が出ておられますけれども、マスコミ等の社説で出ておるよう、ミンクジラ等については二十六万頭とか三十万頭という、先ほど御説明がございましたが、大きな数字が述べられておりまして、その点私は大した影響はなないのじやないかと思つておられますけれども、どのような御意見をお持ちなのか、この二点。

○長崎参考人 第一点でございますけれども、現在捕鯨の対象になつていない鯨というものは世界じゅうたくさんございまして、まさにとらなければそれはそれなりにふえていっているはずでございます。そして、南氷洋で鯨がかなり見え始めたよという情報はぼつと入つてはまいりますが、しかし、それは我々は何もそのために科学的な調査をきちんと組んでやっているわけでございます。責任のあるような情報というものはなかなか入つてこない、つまり調査を行わないければその程度の情報しか入つてこないということになります。したがって仮に、現在既にふえてい

る鯨がございまして、しかしそれが利用できる状態になつていのか、あるいは将来いつになつたら利用できるのかというきちんとした情報をとるような調査というのは現在のところ組まれていないわけでございます。ましてやこれから調査捕鯨もなくなつてしまふということになりますと、これはまさに絶望的だということになります。

それから二番目のミンクジラ八百二十五頭を四区でとるという計画でございますが、これは二十六万、三十万という数字が出ております。これは南氷洋全体の二十七フィート以上の、つまり捕

獲の対象になるような鯨の頭数でございます。しかし、我々が今ねらっているのは、そんな大きさをねらわないわけで、ランダムにとるわけですから、ほぼ全体の資源に対して八百二十五頭、年間に對して四百五十頭程度の間引きをするわけでございますが、それは例えば四区の場合には全体の資源量が六万六千七千ぐらいに推定されております。したがって六万六千七千に対して年間四百頭ぐらゐの間引きになるといふのはこれは全く問題にならない。ですから、調査捕鯨をやることによつて資源が悪化するといふ事態は我々は全く考えておりません。

○吉浦委員 どうもありがとうございます。

○玉沢委員長 神田厚君。

○神田委員 参考人の皆さん方には大変貴重な御意見をありがとうございます。非常に限られた時間でありますので、簡単に質問をさせていただきます。

まず最初に稲垣参考人に。先ほどの質問とちよつと重複しがちでございますが、今漁期にもしも調査捕鯨を実施をしないと、こういう意見もあるわけでありまして、その場合はいわゆる捕鯨船とかそこに従事している船員とかそういうものを一体維持できるような可能性はあるのかどうか、また一年後の実施について可能性はあるというふうにかけるのかどうかという点が第一点であります。

第二点は、捕鯨が日本の伝統と文化に深く根づいている、これは私も農林水産委員会が捕鯨の基地地等を調査いたしましたしよく理解をされているつもりでありますけれども、この点について実例を挙げて、ごく簡単に結構であります、御説明をいただきたい。

さらに三番目には、アメリカの北洋漁業の実態、これは土井参考人からもお話がございましたが、漁獲割り当て等で日本に対して非常に厳しい措置がとられ続けております。これらについてどのような御見解をお持ちになつておられるのか、この三点について簡単に御回答をいただきたいと思つた。

○稲垣参考人 お答え申し上げます。

私どもといたしましては、本年の漁期、つまりことしの冬、南水洋は逆に夏になるわけでございますが、ことしから実施していただくようにお願いしておりますし、また政府、国会の諸先生方のお力によってそれが実現できるものと確信いたしておりますが、仮定の御質問としてお答え申し上げますれば、一年間何もしないで船と人間を抱えているということは非常に大きなあえてむだな金と申しますか、金を使わざるを得なくなると思っております。計算したことはございせんが、我々の小さな業界、小さな会社で十億あるいは十五億くらいの金をむだに使わざるを得ないのではないかと。それだけの金は業界にも会社にもございませんで、政府の方で丸々持っていただけならば我慢して待たざるを得ないということは仮定の問題としては考えられるのではないかと思っております。

第二の点でございますが、捕鯨文化を具体的に示せというお尋ねでございますが、古い話をすれば縄文時代の貝塚とか千二百年前の古事記、日本書紀の話まで持ち出さなければならぬわけでございますが、それはさておきまして、現在のことでちよつと申し上げたいと思ひますが、現在水産庁には課もたくさんありますし、班あるいは係がどのくらいあるかよく知りませんが、百とか二百くらいあるのじゃないかと思ひますが、この中で特定の業種の名前のついた班といたしましては捕鯨班とかつおまぐろ班の二つじやないかなと思ひております。イワシ班とかウナギ係とかいうのは水産庁にはないのじやないかと思ひております。それと捕鯨班というのは漢字で書けます。カツオ・マグロというのは平仮名で書いてございませう。これは先生御承知かと存じますが、現在文部省で定めておりますいわゆる常用漢字というのが約二千近くございませう。そして、いわゆる魚をあらわす漢字というのは大きな漢和辞典で勘定してみますと二百以上あるわけでございますが、その二百以上ある魚をあらわす漢字の中で二千字近い常用漢

字に入っている漢字は鯨がオンリーワン、唯一の例でございます。そのことから見ましても、鯨あるいは捕鯨が日本の国民一般に浸透している、全部とは申しませんが、一つの証左ではないかと考えております。

○土井参考人 北洋のことしの割り当ては六万トンであります。全く寂しい割り当てであります。来年はゼロになる見込みであります。さらに一つ付言しますと、一九九四年にはペーリング海の公海におけるサケ・マス漁獲もできなくなるといふような見通しが今日のアメリカの対日漁業政策であります。

以上です。

○神田委員 そこで、一つは日本の水産外交、特にアメリカを中心とした、あるいは捕鯨問題、現在やっておりますが、それについてどう御意見をもちであるのか率直にお聞かせをいただきたいことが第一点。

第二点は、特に海員組合の組合長さんといったしまして乗務員の問題、漁船員の問題があるわけでありまして、捕鯨の歴史が撤退に撤退を重ねていく状況の中で多くの乗組員が捕鯨船からおりたわけでありまして、それらの人たちが現在どのような生活を送っているのか。また、捕鯨船以外のいわゆる海の仲間たちがこの捕鯨問題についてどういふふうな考え方を持っているのか。そんな点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○土井参考人 最初の点でございますが、率直に申し上げて、我が国の漁業外交は精いっぱい努力はしておりますけれども、国の外交として極めて弱い、アメリカに対しては特に弱いということをお願いしたいと思ひます。いろいろな事情がある、あるいは背景があるということは理解しながらも、日本の立場あるいは日本の利益という面について、一省庁の問題ではなくて国として、あるいはそれをバックアップする国民もそうですけれども、全体としての外交の弱さということが特に漁業の分野等においては痛感させられております。したがって、これからは漁業の問題につき

ましても、政府を挙げた取り組み、そして強力な情報活動、あるいは交渉に臨んでの強い姿勢というふうなものを期待をいたしたい。我々はそれを全面的にバックアップする。これは単に海員組合とか海の問題だけではありません。国民は全面的にそれをバックアップするであろうというぐらいの確信を持っております。

さらに二番目の問題として、漁船乗組員の特性として、非常に特殊な技術者であります、あるいは技能を持っております。魚をとるとか、あるいはそのために網を引くとか釣りをするとか、こういった技能とか技術というものは、他の商船とか港内の船舶等と同じ海上舞台にあつても、他の船種の船には就労状態としてなかなかフィットしないという点がございませう。同様に、陸上に転職をするというふうな場合、やはり長い間海上で労働をしてきた人たちは足腰が弱い。同時にまた、陸上の社会的な習慣あるいはいろいろな工場等におけるマニュアル、いろいろな問題について承知していません。したがって、陸上に職場を求めると言つても簡単ではございませう。したがって、現在、漁協等々、あるいはその他の法律、行政措置によりまして、陸上の職業安定所との協力とかあるいは諸団体の支援を得て陸上に転職する場合に、陸上教育とか、あるいは特殊な技能の習得講習だとかいろいろな道を開いております。

しかしながら、それらもなかなか応募者が少ない。その一番の大きな問題は、漁船乗組員を中心とする船員の場合には、御存じのとおり、産業のない地方の海岸あるいは山、そういうところから出身している人が多いわけでありまして、したがって、そういう人たちが一たん離職すると、自分の生まれ故郷に帰りましたもそこで働くような産業がないというものが実態でございませう。したがって、どうしても都市とか都会に出てきて工場等に働く、あるいは第三次産業に働くということになるわけでございますが、そのための前段的な教育研修がどうしても必要である、これについては国

の援助がやはり絶対的な要件だろうというぐあいに考えております。

以上です。

○神田委員 長崎参考人に質問を残しまして失礼であります。時間が来ましたので終わります。

○玉沢委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 参考人の皆さん、きょうは本当に御苦労さまでございませう。

我が党は、条約の第八条に基づく権利として調査捕鯨の実施を政府は決断すべきであり、IWCが初めに返つて、国際反捕鯨委員会ではなく国際捕鯨委員会として民主的に運営されるよう、政府がIWCからの脱退も辞さない覚悟で努力をするべきであるという立場に立つております。

稲垣参考人もおっしゃいましたが、今のアメリカの行為のもとでは正義と公正は実現しない、私も同感であります。アメリカのこのような不当な圧力、強引な姿勢はもろろん問題ですが、しかしもう一つの問題は、政府の弱腰、その責任にあると考えています。

モロトリアムの異議申し立てを撤回した理由に漁獲の割り当て量を確保するためとしておりましたけれども、結果は、割り当て量も百万トンから七万トンに減らされ、魚を人質に鯨で譲歩したけれども、その魚も締め出される結果になったわけでありませう。我が党は国会で、捕鯨業を含む日本漁業へのアメリカの不当な規制に対しては水産物輸入の制限・禁止で対抗するという対米対抗法案を共同提案しておりますが、これも自民党の反対でうやむやになつております。したがって、捕鯨に展望を開くためにも、こうした自民党政府の対米追従の弱腰外交を自主独立の積極外交に転換させることが急務になつていまして考えています。

そこで御伺いをいたしますが、一点は長崎参考人に、アメリカが米国エスキモーに三十五頭の捕獲を認められているというホッキョククジラ、これは資源評価という点からどう考えていいのかわ、お答えをいただきたいと思ひます。

二つ目は稲垣参考人にお伺いをいたしますが、

今後、サケ、マス、イカ、マグロなどの刺し網にまじってとられる鯨類の問題をIWCの作業部会が取り上げ、これらの漁業の禁漁問題が起るおそれがあるなど、鯨での雇傭が我が国の遠洋漁業全体にさらに否定的な影響をもたらすことになりはしないかという意見がありますけれども、この点どうお考えか、お答えをいただきたいと思ひます。

最後に土井参考人にお伺いをいたしますが、捕鯨に展望を開くためにぜひ政府に何を求められるか。

この三点お願いいたします。

○長崎参考人 お答えいたします。

エスキモーが利用しておりますホッキョククジラ、英語でボウヘッドと言つてございましてけれども、来年から、二十六頭から三十五頭にふえたわけでございまして。このボウヘッドは、実は一回極端に減つてしまひまして、現在でも捕鯨委員会の中で保護資源というレッテルを張つてゐるその鯨種でございまして。ですから、資源状態はまだ完全に回復してゐない。したがつて、商業的な感覚でいえば当然とつてはいけなない鯨でございまして。ただエスキモーという、原住民捕鯨という何かわけのわからぬ特別な意味合いの上で、三十五頭というのが何となく許されてゐるという感じでございます。資源的には、やはり依然として危ない保護資源でございまして。

○稲垣参考人 先生の最後の方の御質問で、鯨問題がこれからサケ、マスのイルカ混獲の問題とか、あるいはほかのマリン・ママル、海産哺乳動物の保護の問題にも波及してゐるのではないかと申してお尋ねでございまして、事実そういう方向に動いてきております。私も直接の担当という方向にいかん関係する業界ではございせんが、いろいろな新聞報道あるいはお役所の方のお話を聞きますと、アメリカはまず捕鯨をつぶし、それからサケ、マスにいろいろクレームをつけ、それからさらにそれ以外のところすべて、動物愛護の基本の、偏見といひますかに基づいて、日本初めアメリカの

価値観に合しない諸外国を責め立ててくるのではないかと申すことを心配してありますが、我々もいたしましては、どこかでやはり歯止めをかけなければならぬのではないかと申す。その点、政府の方もいろいろ御苦勞なさつてゐるかと申す。

外交についてどう言ふことは、我々国民の立場ではわかりにくい水面下のいろいろな問題がおありのようなので判断する能力はございせん。

以上でございまして。

○土井参考人 捕鯨に何を展望を求めるかという点について、三つ答えたいと思ひます。

一つは、結論を申し上げると、調査捕鯨と生存捕鯨を必ず実行してもらうこととあります。二番目には、それによつて失業者を全然出さないということとあります。

三番目は、もしアメリカが我が国の調査捕鯨及び生存捕鯨実行に当たつてさらに報復措置を講ずるようなことが考えられるならば、我が国としても、既に皆さん方御検討なさつておると思ひますが、対抗立法をとつていただきたい。これは伝家の宝刀として、常に抜くものではありせんが、必要な場合には抜けるだけの宝刀を携える対抗立法をぜひ考へてほしい。

以上、三点であります。

○藤田委員 時間が参りましたので、これで終わります。

○五沢委員 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。参考人各位には、貴重な御意見を述べいただきました。また、まことにありがとうございました。委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。

参考人各位には御退席いただいたて結構でございます。

○五沢委員長 引き続き、質疑を続行いたします。谷垣一君。

○谷垣委員 捕鯨問題について伺いたいと思ひます。

日本国民であるならば、そのだれもが捕鯨問題についてはそれぞれいろいろなかわりがあるのではないかと存じますが、私自身も大變個人的な経験になりますが、昭和二十年代のいつごろでしたでしょうか、まだ日本が占領下にありまして、どこかの機橋へ行きまして捕鯨船団を、日の丸の旗を振つてその出港を見送つた記憶がございまして。今から考へてみますと、私をそこに連れていった私の父でございまして、やはり四つこの島に閉じ込められた、逼塞せざるを得なかつたあの当時の日本にとつて、南氷洋まで鯨をとりに行くといふのは日本にとつて本望に希望の象徴だつたのだな、そういうことを子供に見せようと思つたのだな、そんな気がいたすわけとございまして。そしてもちろん食糧難の時代でございまして、我々は鯨といふものを本望に希望を持つて、そして学校でもいかにそれを高度に利用するかといふことを教へられて育つたわけとございまして。

そういう個人的な経験からいたしますと、今日の捕鯨といふものがまさに断崖絶壁に迫つてゐる、と申すときにこの問題で御質問させていただきます。この問題に、感無量のものを感じるわけと申す。

そこで、ことしの国際捕鯨委員会でございますけれども、会議に出席された方々の報告を伺いますと、ホスト国の農業食糧大臣が、開会式のあいさつでも反捕鯨の主張を述べられるとか、最初から反捕鯨色が極めて強い会議であつたといふふうな聞いております。またその運営も、アメリカを初めとする十六カ国が一丸となつて、論理の力といふよりも数の力でもって捕鯨の完全禁止の方向へ押し切つたといふことで、国際会議としては全く異常なものであつた、このように聞いてゐるわけと申す。そしてその結果として、日本が提

出しておりました調査捕鯨計画の実施延期を求める決議が採択されてしまつた。また、生存捕鯨については、ワーキンググループをつくつてさらに検討することとなつたわけとあります。

しかし、調査捕鯨は、もう申すまでもありませんけれども、IWC条約第八条に基づく締約国の権利でありますから、採択された勧告決議は条約を無視する不当なものであると考へざるを得ないわけとあります。また、小型捕鯨、生存捕鯨への移行といふのは、斉藤コミッションの表現をかりますと、一本でぶら下がつた状態といふこととありまして、まことに危うい状況でございまして。

言うまでもありませんけれども、この捕鯨の問題は、単に捕鯨産業一つの問題だけではありません。私も長い間鯨といふものを貴重な食料としてまいりました。それでそういうものを食べていいのかどうかといふような他民族の価値観を力で押しつけられるといふことに對しましては、日本文化といふ点からも私も極めて強い憤りを持つてゐます。また、理屈でどうしても首肯することができない理不尽な要求に對しては断固たる姿勢を示すといふこと、これは外交の基本姿勢にかかわる問題であると思ひます。

このようなことで、調査捕鯨を行うかどうかといふこと自体はそれは小さな問題だといふ御意見もあるかもしれません。しかし、国としての生き方を問われているような局面に立つてゐるのではないかと。そういう意味で、まさしく、すぐれて政治の問題ではなからうかと私は考へております。このような事柄の性格から、私も国会議員は、この問題を行政に任せ切りにしてよいといふことではない、政治の責任でもって本問題の方向づけをしていかなければならぬ、このように考へるものであります。

このような基本的な認識を持ちましてお伺ひをしたいわけとありますが、まずIWC委員会のあり方でございます。この委員会には一九八〇年ごろから多くの反捕鯨国が加盟をいたしまして、委

員会の議論も科学的とはとても言えない非科学的な、国際機関として極めて異常なものとなつてまいりまして、先ほど述べましたようにこの委員会はさらにそのような反捕鯨的な主張が堂々とかつ巧妙に行われたわけでありまして。

そこで、大臣にお伺いしたいわけでありまして、この国際会議としてのIWC委員会の性格、これをどのようにお考えなのか、また、我が国から見て現在のIWC委員会というもののどのようない意見を認めるのか、お伺いをいたしたいと存じます。

○加藤国務大臣 谷垣委員の冒頭からの御意見、私は感銘深く承りました。あなたのお父上の谷垣先生は大変教育に熱心であり、また実践的にこれを行われておりました。私もお父上が文部大臣のときの大臣折衝に立ち会った一人でございます。そのとき、涙をこぼすような場面もあったことを今あなたの御質問を承つて想起いたしましたわけでございます。そういう中で捕鯨に対するお父さんのあなたに対する実地教育といえますか、そういうことがあったのだと感銘深く承つたところでございまして。

そこで、御質問の趣旨のことしのIWCのあり方あるいは大臣はどう考えておられるのか、単に行政だけではなくして、政治として考えなくてはならないという思いを込めての御質問でございます。端的に申させていただきますと、ことしのIWCは、鯨資源の保存と利用という条約の目的を逸脱して鯨の保護のみに偏つた決定を行つていいることは極めて遺憾である、このように考えております。したがって、我が国としてしましては、従来からかかるIWCの活動の是正に努めていられるところでありまして、今後ともその正常化のため関係諸国に積極的に働きかけてまいる所存でございます。そして、我が国の長い文化、伝統、食生活、あらゆる問題について我が国の立場というものを強力に訴えていきたいと考えております。

○谷垣委員 今大臣から、今のIWCのあり方が条約目的から逸脱して極めて遺憾であるという御

認識を示されました。今までのIWCあるいは外交面でいかなる努力をされ、またいかなる努力が足りなかったのか、あるいは宣伝面において欠けるところがなかったのか、そういうような面につきましても本当はこの機会に説明をいたしておきたいわけでありまして、時間がありませんのでこの問題を省略いたしまして、端的に、捕鯨を継続しなければならぬ、その御決断を私は大臣に促したいわけでございます。

今の状況というのは、長い伝統を持つ捕鯨と鯨を食べる習慣を放棄するか否か、決断のときに来ているのではないかと申すのです。調査捕鯨に關しましてはもう少し延期したらどうか、あるいは調査捕鯨の継続については慎重に考えるべきだ、こういう考え方も一部あるやに聞いております。しかし、先ほどの同僚議員と参考人との質疑を伺つておりました、今の日本の捕鯨体制というものが、ことし調査捕鯨を実施しなかつたならばもうやめていけなくなるという事は明らかかなのはないかと思ふのです。それで、捕鯨を続けていくためには、ことしどうしても調査捕鯨をやらないければならない。大方の日本人は、牛は殺してもよいけれども鯨はだめだというような理屈にはこつけないものを感じております。それは世界の宗教の中には、例えばヒンズー教は牛を食べない、あるいはイスラム教は豚を食べない、大宗教がそういう戒律を持つていられるわけでありまして、一方、豚を食べる、牛肉を食べる文明、国民というものが存在しているわけでありまして、鯨を食べたらおかしいという理屈は全く納得できない。それが野蛮人だということ、私どもからすると非常に人種差別的な発言ではないかという領海あるいは二百海里水域で、自国の資源である鯨をとることについてまで云々されるのはどうも納得できないというのが国民の大多数の感覚ではないかと私は思ふのです。こういう状況の中で、調査捕鯨というのは八条の権利ですから、外国の圧力に屈して捕鯨をやめようということとは国民

民の不満を買う、これは明らかでありますけれども、単に不満を買うだけではなしに屈辱感や無力感を植えつけて、政府の外交姿勢に対して国民が信をおかなくなるということにつながつてくるのではないかと思ふのです。

それからまた、反捕鯨国は何を言っているのか、私もいろいろ勉強してみましたが、どうも理屈が通らない。ここで捕鯨を放棄してしまふと他の遠洋漁業、先ほどからもいろいろ御意見がございましたけれども、同じような運命をたどるのじゃないか、あるいは農産物交渉などにも悪い影響を与えるのじゃないか。我々が外国と交渉をいたしますときに、もちろん国際協調も大事なことでありまして、それと同時に、やはり主張すべき基本を見失つてはいけません。国際交渉の基本が数の力だけであるというようなことでは私どもは納得できないわけでありまして、私どもは条約と科学と論理のつとめて、それから自分たちの文化的伝統を背景として議論を展開していかなければならないのではないかと、このように思ふいます。

こういうふうな考えますときに、条約上の権利である調査捕鯨、私どもの調査計画というのは、先ほどの参考人のお話にもいろいろありましたけれども、これは十分な科学的な調査、科学的な検討のもとに立てた計画でございます。私どもが自信を持つて主張し得るものと私は信じております。ですから、調査捕鯨はいろいろの困難があるうと思ひますけれども、今度の漁期から毅然として実施すべきではないかと考えますが、大臣いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今日日本の置かれておる立場、ある面では国際国家日本ということ、そしてまた国際的に協調し協力する立場はありますけれども、そういう中におきましても我が国の主張すべき点は断固としてこれを主張し、協調すべきものはするという日本の置かれておる大きな問題点はあるわけでございます。もしそういう一連の姿勢において、国民の皆さん方が無力感や失

望感を持たれることになつては大変なことであるという一つの基本的考え方をまず申させていただきます。

それから調査捕鯨そのものに関しましては、先ほど申し上げましたが、我が国としては条約の趣旨からして、延期勧告決議がなされたからといって条約第八条に基づく捕獲調査を断念するわけにはまいらないと考えております。しかし、冒頭申し上げましたが、我が国はこの調査の実施に当たつては無用な国際的な非難を助長することのないような配慮をすることも必要でございます。そういうもう一つの問題を考えまして、さらに慎重な検討を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

○谷垣委員 今大臣から条約上の権利である調査捕鯨を断念するわけにはいかないという認識を示していただきました。私は強くその立場を聞いていたのだと思ひます。慎重な御検討をなさるのほもちろん結構でありますけれども、これはゆつくりやつておられますと今度の漁期に間に合わない。今度の漁期に間に合わないという事は、先ほど申しましたように調査捕鯨を断念する道にたつたわけでありまして、早い機会の御決断をお願いしたいと思ふのです。

そしてまた、ことしの漁期の母船式捕鯨の捕獲枠というのは千九百四十一頭でありますので、今私が申しましたように調査捕鯨はぜひともやつていただかなければなりません。これは計画どおり実施をするとしても、現在の母船一隻、それからキヤッチャーボート四隻、従業者六百人という経営体制は縮小しなければならぬわけなんです。この余剰なキヤッチャーボートとかこういうたものを政府の監視船として用船するとか、あるいは従業者の転職に政府としてもできる限り手助けをしていかなければならないと思ひます。また鯨類研究所を設立するというような構想もお持ちのようでありまして、これについては特別立法等も含めて税制上の措置などを早急に検討される必要があると思ふのです。これらについて水産庁と

してのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○佐竹政府委員 商業捕鯨の中断は、先生御指摘のとおり当該捕鯨業に依存する漁業者、それからその従事者等に少なからぬ影響を与えるものというふうにご認識されているわけでございます。商業捕鯨の中断により現実には損失をこうむる漁業者、乗組員等に対する対策につきましては、その実態を見きわめて、必要に応じて関係省庁とも相談の上遺憾のないようにしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

さらに、新鯨類研究所の設立を調査捕獲の実施に当たっては私も予定しているわけでございますが、これに対しては必要な調査経費に対し援助、助成を行うための予算を要求し、これは措置されているわけでございます。

さらにまた、税制上の援助措置等についても今後さらに関係省庁とも協議し、検討してまいりたい、かように考えております。

○谷垣委員 もう時間が余りありませんので、小型捕鯨業については生存捕鯨への移行が認められるとしても、四月からIWCの開かれる六月までは操業を中断しなければならぬことになりまから、その経営体あるいは従事者の救済措置をしっかりとやっていただきたい。

それから、生存捕鯨の移行のためにどういう対策を講ずるのかお聞きしたいのですが、時間がありませんので、これは対策をしっかりとやっていただくことを願っております。

そして最後に大臣にお伺いしたいのですけれども、私は今までいろいろな面から考えて、調査捕鯨は今度の漁期から必ず実施すべきである、こういうふうにご述べてまいりました。しかし、これによって犠牲者が出てよいなどというつもりはございません。自民党といたしましてもあらゆる場合を考えて、これは責任を持って対処すべきだと考えていると思っておりますが、とにかく独善的なP.M.法等の圧力、これは漁業関係者だけでなく、日本国民の中に對米不信の意識を根づかせていく、こ

ういう非常にまずい結果になると私は憂慮しております。これは日米の友好にとつて決して好ましい状況ではございませんので、日米間の政治の問題として、このP.M.法が発動されないように米政府と折衝していく必要があると思うのです。新聞等の報道によりましますと、これは確かかどうかはわかりませんが、既にそういうことを検討されているような報道がありますけれども、大臣、この問題を閣議でもきちんとお取り上げいただいて、日本政府の意向として米国にきちんと伝えていただく、こういうお考えがあるのかどうか、お考えについてお伺いしたいと存じます。

○加藤国務大臣 一昨日、アメリカのボルドリッジ商務長官があいさつで亡くなりました。私はワシントン筋へ三カ所電話をしまして、お悔やみとそれからいろいろな情報もとつたりなんかいたしましたわけでございますけれども、ボルドリッジ長官が亡くなったということは日本にとつてもある面では大変大きなマイナスだな、こういう感じを強く持ったわけでございます。そのときにもいろいろな話をいたしておりましたが、我々が調査を実施した場合に米国の制裁法の発動を行うというところは大変懸念されておるところでございます。そのような事態は、漁業関係はもとより、今谷垣委員もおっしゃいましたが、日米両国関係全般にとつても極めて不幸なことになるわけでございます。まして、かかる事態を招来しないようにあらゆる方法を通じて努めてまいれる所存でございます。

○谷垣委員 時間が参りましたのでこれで終わらせていただきますが、調査捕鯨、ぜひとも断行していただきますように強く要望して終わらせていただきます。ありがとうございます。

○五沢委員長 東力君。

○東委員 質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

日本は世界第二位の経済大国、世界第一位の金持ち国と言われているわけですが、農業、林業、漁業の従事者にとつてはその恩恵が十分与えられていないと言いたいところがあります。その理由の一つに、アメリカを中心とする外圧があるわけでありまして、加藤大臣は、リン農務長官、ヤイター通商代表らと堂々と渡り合つて言いたいことを主張してくださる。非常に頼もしい限りであります。その実績に對しまして評価をしつつ、また期待をいたしまして、次の四点につきまして大臣の決意をお伺いしたいと思つております。

今谷垣先生からも詳しく言われましたけれども、第三十九回IWC総会には私も五沢先生、菊池先生らと出席をいたしました。

今日、世界の民族が平和と繁栄を享受するためには、それぞれの民族の文化あるいは歴史、生活の伝統というものを尊敬し合つて生きていかなければならない。しかも、IWCの会議におきましては、スチュワート議長も、コンセンサスを大事にしながら決めていきたいと言つていた。にもかかわらず、最後にはばたばたとすべて多数決で諸条件を片づけてしまふといういわばベテンのような会議に終わりました。啞然としたわけでございます。

そこで、第一点でありますけれども、私たちは、国民の念願であり、またアイスランド等の捕鯨国が勇敢に闘つていられる中で、堂々とIWC八条にのつとめて、世界じゅうの多くの科学者から既に支持を得ている調査捕鯨につきまして、八百七十頭という計画は長い期間、多くのエネルギーと経費を使つて組み立てられたわけでありまして、これに對しまして大臣は、先ほど断念するわけにはいかないと言われた。そこで、断念するわけにはいかないというところは、八条に基づいて特別許可書を与えていただくというふうにご解釈したいと思つていますが、いかがでありますか。

○加藤国務大臣 そのとおりでございますけれども、先ほど申し上げましたように、それをどういう方法でやつていくかという点について、国際的に日本に對する非難が集中しないような方法を講じてやつていくということを申させていたただいたわけでございます。

○東委員 IWC第八条には、この条約のいかなる規定にかかわらずできるとありますから、遵法的な行動でありますし、少々摩擦が起ころうと我々が泣き寝入りしないように断固としてやつていただきたいと思つております。

第二点でありますけれども、ニュージーランド、オーストラリアは我が国が輸入するからやつていけるような国であります。本当にひきような態度に終始した。こういう国に對してふだんからの二カ国交渉等において断固制裁をやつて、輸入ストップをやつても外交的なレバレッジ、つまりこれを活用してIWCに臨んでいただきたいて考えるわけですが、この点ぜひやつていただきたいて思うのですが、大臣の御意見を聞かしていただきたいて思つております。

○加藤国務大臣 この一月、私は豪州、ニュージーランドにも参りまして、それぞれの国の総理、外務大臣、農林水産担当大臣とも協議をやつてきたわけでございますが、制裁という言葉は不穏当でございますし、そこら辺誠意を持つて話をしたわけでございますけれども、今の時点では東委員のおっしゃるようなことは種々困難な問題があるのではないかと考えております。諸外国との相互依存関係というものを踏まえてあらゆる方向から努力し、特に豪州、ニュージーランドに對しても、今回の態度はまことに残念に思つたわけでありまして、今後あらゆる方向からこういう国にも理解をしていただくように努めてまいらなくてはならぬと考えております。

○東委員 日ごろからの交渉、あらゆる場合に、制裁は不適当という言葉がございましたけれども、我々はたくさんいろいろな形で制裁されておるわけでありまして、堂々とやれるときにはふだんからやつていただきたい。それに関連しまして、アイスランドが非常に激しくアメリカと交渉に入りますので制裁されるかもしれない。そういうときには、アメリカに買つてもらえない魚介類につきまして日本が買う、そういう配慮もしていただけたらありがたいと思つております。

第三点でありますけれども、こういうことで全面的に商業捕鯨が禁止され、特に沿岸捕鯨もできなくなつてくるということになりますと、ふだんから赤字體質の構造的不況の業界におきまして、従業員が退職するときの退職金の確保あるいは関連の零細業者の損失補償とか転換資金、こういった財政、金融、税制の措置が本当に真剣に必要となつてくるわけでありまして、何百年もつてきた鯨、捕鯨、それがあすからできなくなるといふことになりまして、政府の温かい措置をぜひ大臣にお願ひいたしたいわけでございます。この点につきましてお言葉をちようだいいたしたいと思ひます。

○加藤国務大臣 昨年も北洋漁業の減船問題で関係省庁と火花を散らし、関係者の皆さん方の救済対策に農林水産省としましては全力投球をしたわけでございます。したがって、今の御質問の趣旨に對しても、まだやろうとしておるときでございますから、もうできなくなつたときのことを余りお答えするのはどうかと思ひわけでございますが、ないことをいねがつておりますけれども、そういうケースになつた場合には全力を傾注して御期待に沿うようにいたしたいと考えております。

○東委員 少し大臣が誤解されたと思うのですが、私は調査捕鯨は必ずやつてくださいということをおつておりました、あきらめておるわけではありまして、沿岸捕鯨の一部あるいは商業捕鯨等ができなくなつたことでありますから、そういうものについては適切な措置を十二分にとつていただきたいということでありまして、その趣旨はわかつていただけたと思ひます。

最後でありますけれども、鯨だけではなくて、米、ミカンあるいは牛肉、林業につきまして、農林、漁業、大臣の担当されている所掌というのは、冒頭にも申し上げましたように、外圧の中で断固たる決意が政府に必要であるにもかかわらず、水産庁は少し弱かつたのじやないかなといううな感じがいたしますし、また外務省等を十二分に

使つた総合的な外交的レバレッジというのか、ふだんから我が国の農林漁業を守るといふ点で、今後強い交渉が必要で、そしてある程度摩擦が起つたつてしやうがないじやないですか、向こうがどんだんそういうことを言つてくるわけ、摩擦が起こらないじやないと思つたら何も言わなければ全然起こらないわけでありまして、この点につきまして大臣の、私たちが頼もしいと思ふようなお言葉をぜひ聞かせていただきたいと思ひわけでございます。

○加藤国務大臣 我が国は世界最大の農産物の輸入国であり、そしてまた世界の農産物貿易に最大の貢献をしておる国であります。また、アメリカの世界農産物貿易におけるシェアは年々急激に落ちてきておる。そういう中で、政府並びに国民の英知と努力によりましてアメリカ農産物は日本にどんだん入つてきておるわけでございます。私はそういう点を、我が国の立場というものを対米折衝のときに強く訴えておるわけでございます。

日米両国間の親善友好という根底には感謝の気持ちがなくはならない。戦後四十年、日本が今日こつういうようになれたのはアメリカのおかげであるという国民的感謝の気持ちがある。したがつて、そういうものに対してアメリカの方も、率直に言ううと、少々無理難題を言うてきておつても我々は苦しい中にも血の涙をこぼしながら一つずつ解決し努力してきておる、そのことを考えると、アメリカの政府、国会、農民の生産者団体の皆さん方は日本の国民に對して感謝の気持ちを持つてもらいたい。急激にシェアが下がつておる中で、いろいろな面で維持されておるということ

を基本的認識してもらうことが一番大切であるというこは、正式の会議の席でもまた個人的な場合でも私ははつきり言つておるわけでございますし、ある面では、おまえは閣僚でありながらアメリカ政府に對して十回もノーと言つた、おまえはノーテンだと言われましたが、それで結構だ、日本にはノーテンホアイルという中国から来た言葉があるということも言つたりなにかいたしてお

るわけでございます。

東委員の御意見をよく胸に秘めて、今後とも農林水産省としてあらゆる努力をして国民に不安なからしめるように、そして農林水産業の安定のために頑張つていかなくてはならないと決意を固めておるところでございます。

○東委員 質問の時間が終了いたしましたのでこれ以上続けられませんが、外務省に對しまして、今農林水産大臣にお願いしたことと同じであります、どうかひとつ外務省の持つ人脈、経験、手腕さらには情報というものを総合的に駆使いたしまして、経済大国日本の農業、林業、水産業がいやしくも不安を抱くことのないように、総合的に全力を挙げて支援をしていただきたいとお願ひをする次第でございます。

ありがとうございました。

○加藤国務大臣 農林水産省と外務省は唇齒輔車の関係で、相協力して一生懸命やつておりますというこを申させていたいただきます。

○玉沢委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後二時四十三分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

○玉沢委員長 質疑を続行いたします。安井吉典君。

○安井委員 我が党は引き続き新盛委員が質問をするという段取りにいたしておりますので、私は主に総括的な部分についてお尋ねをいたしてまいりたいと思ひます。

六月一日から二十六日まで、英国のボーンマスで開かれた国際捕鯨委員会第三十九回年次会議、このあり方について私も非常に大きな問題意識を持つておるわけでありまして。大体IWCは、一九九〇年までに資源を再評価して捕鯨再開の是非を決めるという方針であつたはずですが、そのために調査捕鯨の継続というのは必要でありまして、かつ条約第八条により調査を行う権限というのは

締約国固有のものであるわけですが、それを、実質的な調査捕鯨を中止せよといううな内容の勧告を多数で決めるということとは、私も全く理解に苦しむわけでありまして。あの会議というものは、あたかも捕鯨を重大犯罪の被告のように仕立て上げていく、そしてそれをいかにやつつけるかというこに終始したような印象を私は受けるわけでありまして。農林大臣、これについてどのような見解をお持ちかということをお願いいたしたいわけでありまして、大体こつういつた結果になるという予測が、農林水産省にもあるいは外務省においてもつていたのかどうか。それによつて事前にもつと有効な対策を講ずるといふこと、例えばきよう午前中にもお話がありましたけれども、オーストラリアだとかニュージーランドのような友好国に話をつけたとか、そういうもつと有効な対策があつてよかつたのではないか、私はそう思ふわけでありまして。どうも政府の捕鯨に對する方針がはつきりしないので理不尽な反捕鯨の圧力に屈してしまつた、そういう思いを深くしているわけでありまして、大臣、どうですか。またこれは外務省からもおいでですから何つておきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 IWCが鯨資源の保存と利用という条約の目的を逸脱して、鯨の保護のみに偏つた決定を行つておることは極めて遺憾であると考えております。特に本年の年次会合は、意見の対立のある問題については討議を尽くさずして投票で決定するなど、必ずしも正常な姿とは言いがたいものであつたと考えております。そして、これらに對する日本の対策あるいは政府の対策は十分であつたのではないかといううな御意見の御質問も今あつたと思ひわけでございますけれども、我が国は、事前にミッシェンの派遣やIWCの場のみならず外国関係者の訪日等あらゆる場所をとらえまして、我が国捕鯨に對する理解と支持を求める運動をやつてきております。したがつて、先ほど申し上げましたようなことではございませんけれども、その結果というものが、本年のIWCにおける我が国の調査に對する決議に際

して、昭和五十七年の商業捕鯨モラトリアムの採決に比べ相当改善が見られた数字が出ております。また、その中身は韓国、アイスランドに対する決議に比べてもある程度評価を得たものと考えられます。我が国としては、今後とも反捕鯨の不当な圧力に屈することなく、粘り強く対処していきたいと考えておるところでございます。

先ほど申し上げました昭和五十七年商業捕鯨モラトリアムの決定の際には、加盟国三十九カ国で賛成が二十五、反対が七、棄権五、欠席、投票権停止二という数字であつたわけでございますが、先般の六十二年における日本に対する調査延期勧告決議は、加盟国四十一カ国、二カ国ふえておるわけであります。賛成十六、反対九、棄権六、欠席、投票権停止十という数字になってあらわれておるわけでございますけれども、なお我が方の努力に足りない点があるとするならば、さらに思いを新たに頑張っていかなくてはならないと考えておるところでございます。

○野上説明員 政府といたしましては、本年のIWC会合が我が国にとりまして非常に厳しい会合になるということが予想されましたので、同会合に向けまして、昨年来、あらゆる機会を利用いたしまして関係国への働きかけを例年以上に精力的にやってきました次第でございます。

しかしながら、今次IWC会合におきまして、各国の調査の権利を定めた条約八条の趣旨を損なうおそれなしとしないような決議、さらには、我が国の調査計画の実施自粛を求める決議、こういったものが数の力で強行されるという結果になりましたことは、まことに遺憾であると言わざるを得ないわけでございます。しかし、先ほど大臣からも御説明がありましたとおり、日本の調査自粛決議につきましては、賛成十六に對しましてこれを疑問とする国が十五カ国に及びました。また、我が国の計画に対する支持は、アイスランド、韓国等の計画に対する支持よりも多かったわけでございまして、こういったことは、我が国のこれまでの事前の申し入れあるいは会議中の各種の工作

の成果の一つであるというふうに考えております。

○安井委員 今大臣並びに外務省の漁業室長からお話ございましたが、私は今度のいろいろな動きを見るにつけて、もつと確固たる漁業外交の姿勢というのが政府に必要ではないか、そう思うわけであります。何しろ捕鯨というのは反倫理的なことである、あるいは鯨を食べるのは野蛮だという基礎概念によつて対応してくるというようなのは、これは外国文化を否定して欧米文化を独善的に押しつけるというやり方であり、私どもとしては全く我慢がならないわけであります。公然たる条約無視だとか歪曲、政治的な何か脅迫をするのではないかと思われようといううり方に対して、政府は条約をしっかりと守る、捕鯨を守るといふ基本的な姿勢に立つた外交活動をもつと積極的に展開すべきではなかつたかと思うわけであります。

今具体的な問題への対応でベターな案を得たというふうな御説明でありますけれども、私はもつと高度の政治折衝、外交折衝といったようなものがあつてよかつたのではないか、そう思うわけであります。反捕鯨主張はアメリカが中心なわけですから、特に最近のアメリカは、貿易摩擦問題とかあるいは東芝問題で機械をたたいてみたり、俗な言葉で言えばやけのやんばちという印象を受けるような行動が続いています。ですから、鯨だけを目的にした、それに限定した外交というよりも、もつと幅の広いトータル外交の中で鯨の問題の処理ができないのか、こういう言い方があるんですよ。「日本捕鯨の安楽死の処方せんを書いた」と言われる誇り高き我が宰相、これは私が言うのじやなしに、京都新聞に出てくる京大の河上倫逸教授の文章の中にあるわけですよ。これは中曽根首相が初めから安楽死を考えて皆さん方を問題と取り組ませていたのかというに疑念を持たざるを得ないわけであります。この根拠は何で言われているのかわかりませんが、こういう記述もございまして、だから私は、外務省や農林水産省だけじゃなしに、国の政治の問題として政府を

挙げての強い姿勢であつてほしい、これは午前中全日本海員組合長の土井さんがそういう言葉を吐きました。どうなんですか。その点についてもつと反省はありませんか。

○加藤国務大臣 我々は捕鯨に対して安楽死云々は毛頭考えておりません。安井委員もお詳しいと思うのでありますが、あるときには我が国の案があるいは大豆が安楽死論があつたわけでございまして、今日政府の、そうして農業者の努力によつてそこら辺が大変向上してきておるといふことはあるわけでございます。

同じように、我が国の歴史と文化と伝統になじみの深い捕鯨並に食生活、こういう点を考えますときに、安楽死ということが頭の片隅にあつても、それは歴史と文化に対するあるいは日本の食生活に対する冒瀆であると考え次第でございます。

○安井委員 これは中曽根首相御本人がここにいらっしゃるわけじゃないので、その問題についての追及のしようはございせんけれども、こういう疑惑とのかさういふようなものがどこかに出てくるということ自体私は問題だ、そう思うわけであります。やはりそれこそロン・ヤスという関係で、中曽根首相、いつまでロンに対してヤスという立場でおられるのかわかりませんけれども、捕鯨を守らなければいかぬというのなら、アメリカとの対応においても、もつと本当にやりようがあつたのじやないか、私はそう思うわけです。まだこれからもあると思ひます。もつとも農林水産大臣は、午前中も、アメリカその他の理不尽な要求に對して私はノーと言ふものだから、余りノーノーと言ふので批判がある、それくらいおれは頑張っているんだというお話で、それはまことに心強い限りだと思ひます。加藤大臣がノーノーと言つてゐるのは当然なので、あなたもともとノー林水産大臣ですから。しかも、今まではノー政という言葉があつた。それは、ノー林水産省のやるとおりやると間違つちゃうので、それに反対のことをやつた方がいいという第一次産業の皆さんの批判だ

つたわけですね。それとは別の本当の農政を——今日、農業も水産も林業も第一次産業も非常に厳しい攻撃の中にあるわけです。これはまさにそういう問題については、あくまで農林水産大臣であつていただきたいということを私はお願いしておきたいと思うのです。

話はついでですが、今捕鯨の問題と一緒にオミの自由化を要求するアメリカの要求もあります。そういうようなものに対しても、当然大きな声でノーと言つていただけたらと思うのですが、今までの御答弁もありますけれども、ちょうど話のついでですからこの際伺つておきます。

○加藤国務大臣 米の自由化要求に対してはつきりノーと申し上げておるのは、もう安井委員御存じのとおりだと思ひます。私がこの農林水産委員会で、我が国の農業の基幹作物であり、また国民の主食であり、そしてまた長い長い歴史と文化と伝統の中に築かれた米というものを大切にしていきたいためには、当然我々の姿勢、態度というのは決まつておるわけでございます。ただ私は、生産者農民の皆さんにお願ひしておるのは、ある面ではおいしくて安い米をつくるように頑張つてくださいます。やはり消費者である国民もそういう点、内外価格差というのをいろいろ言われます。けさもある会合で、安い米を食べたい、これほど自由化を我々は求めているのに、加藤、おまえが阻止しておるのはけしからぬというまた逆の立場の強い意見も出てきたわけでございましてけれども、私は相当時間をかけて理解をしようという御説明をしていただいたわけでございます。

一連のアメリカの日本に対する要求というものも、率直に申し上げまして、守るべきものは断固として守る、譲るべきものは譲る、そのぎりぎりの限界線をどこに置いて言うかということが非常に大切ではないだろうか。昨日も北海道へ参りまして、十二品目一つを例にとりまして北海道といたに深い関係があり、もしこれが完全自由化された場合にどんな大きな影響があるかということ

いまして、きのう札幌市内のあるところで、十二品目だけを例にとつても北海道に新しく十五万人の失業者が出る可能性がある、そこら辺を踏まえて頑張つておるのだということも申し上げたわけでございますので、どうかそういう点につきまして、ひとつ今までの以上の御支援を賜りたいと思う次第でございます。

○安井委員 今、大臣から米の問題あるいは十二品目の問題についてかなり強い御決意が発表されたわけですが、私は、漁業問題、とりわけ捕鯨などの問題についてはどうもそれほど歯切れがよくないのではないかと気がしてならぬのです。特に今問題になつておるアメリカとの関係について、漁業関係者には、アメリカは日本にとつて友好国だ、しかし漁業関係で検討する限りは非友好国だ、こういう言われ方があるわけであります。

とりわけ、国際捕鯨取締条約という国際条約を日本はきちつと守つて、その上に立つて捕鯨をやつてきたわけでありますけれども、アメリカは例のバックウッド・マグナソン法、これは後にまた修正法で現在通つてゐるわけでありますけれども、国内法を適用することによって実質的に捕鯨を抑えて、日本政府の方針をこで大きく覆させてしまつた、こういう事実があるわけですね。したがって、我々は、そのようなアメリカの態度に対してもつきつとした取り組みを日本政府もやるべきではなかつたかと思ひます。この法律が向こうでできた段階では、むしろ捕鯨業界の方に圧力をかけて商業捕鯨を犠牲にしたということじゃないのですかね、実際上は。もちろんそれによつて、日本漁業にアメリカとの関係において大変マイナスが出てくるということの配慮であり、国内でのトラブルももちろんあつたことは間違ひありませんけれども、しかし、そういう小さな態度が続いたことによつて、ベーリング公海のサケ・マス流し網漁業は捕鯨と全く同じ理由で操業の差し止めを食らつてゐるし、肝心の北洋底びき網漁業も、昨年度の漁獲割り当て量四十五万

トンからことしは七万トンまで一挙に落ちたわけですね。来年はひよつとするとゼロになるのではないかといいこととあります。だから、捕鯨問題に対して十分きつちとした態度をやらなかつたことで、こちらの本来の漁業を守つたというつもりだつたのかもしれないが、結局はアバハチ取らず、私はそんなような気がしてならないわけであります。私は、こういう状態に入つた責任の大半は政府にある、こう言わざるを得ないと思うわけでありますが、どうですか。

○加藤国務大臣 御存じのように、アメリカの三権分立、日本の三権分立、同じように三権分立はあるわけでございますけれども、アメリカの場合は毎年二千本近くの法案を議員が出してござります。その中で採択され、法律になるのはそうたくさんはございませぬが、そういう面で、アメリカ政府の考え方と特定の議員の活動を通じて法律になつてくるということにつきましては安井委員御存じのとおりでございます。今回の上院、下院における包括貿易法案の審議を冷静にござらなつてもおわかりのところだと思つたわけでございます。したがって、詳しくは水産庁長官から御説明いたさしますが、国際的な条約というものと、国内的な二百海里内における漁業の割り当てというそれぞれの国の主権に基づいてやるやり方と、そこら辺に整合性があつたりなかつたりするといふ点については私たちがいろいろ考えさせられるところが多いのは事実でございます。

○佐竹政府委員 ただいまの先生の御指摘は、恐らく五十九年十一月時点におきまして、我が国がアメリカとの間においてIWC条約に基づきます異議申し立ての撤回を条件といたしまして、モラトリウム発効後二年間だけは日本側が捕鯨を続けるとバックウッド・マグナソン法を廃止しない、こういう約束をしたことを指しての御指摘だろうと理解をいたすわけでございます。その結果につきましては、確かに現在時点で見れば、御指摘のように漁獲割り当ては当時の九十万トンから七万五千トンに減つたわけで、おまえ、水産庁のやり

方は結局鯨も底魚も両方失つたではないか、こういう御指摘だろうと思つたわけでございますけれども、現在各国が二百海里内の資源をどのように使つかうかといふこと、それからまた公海上におきましてもサケ・マスについては母国主義がほぼ定着してゐるわけでございまして、アメリカが自国民の漁獲能力が増大したことに伴ひまして我が国の割り当てを減らしてきたこと自体を非難することは必ずしもできない。むしろそれを前提にして、どうやって我が国の漁民の利益を守つていくかといふことが私どもの仕事であらうかといふふうな思つたわけでございまして、五十九年十一月時点でもし違つた道を選択したならば、九十万トンの漁獲量は直ちに半減されたわけでございまして、次の年の、つまり六十一年度の四十七万五千トンも確保できなかったわけでございまして、そのことを考えればやむを得ない選択ではなかつたか、私どもとしてはそのように考えている次第でございます。

○安井委員 これは結果論ですから、私の方も結果で物を言つてゐるし、あなたの方も結果で物を言つてゐるわけで、その経過といふのはかなりの先見性を持つて取り組んでいかなきやいけなかつたのじゃないか、そういうことを私は申し上げてゐるわけでありませぬ。

そこで、今撤回の話が出ましたけれども、政府は六十年の四月に、条約第五項第三項によつてIWCに対する異議の申し立ての閣議決定をいたしました。それを今言つたような経過の中で撤回をするに至つたわけでありませぬ。しかし、あとまだ来年の三月まではあるわけでありませぬので、一たん決定したものを撤回してみたりすることをおやりになるんだから、撤回したものをもう一度撤回する、そんなれば商業捕鯨への日本の意思といふものはもつと明確になるわけであります。これは法的に条約上可能なのか、また可能だとしてもそういうような思い切つた方向に出るお気持ちはないのかどうか、それを伺ひます。

ただいま御指摘の異議の撤回の撤回でございますが、既に我が方が異議を撤回いたしました効力を生じてゐるものがございまして、法的に撤回の撤回ということは可能とは考えられないといふふうに考えております。

○安井委員 もう少し検討していただきたいと思ひます。

それからもう一つ、今度の年次総会において、日本もその大きな被害者になつたわけでありませぬが、同じような立場に置かれたアイスランドがIWCの脱退や国際司法裁判所への提訴をほのめかす発言をしてゐるわけでありませぬ。そのことについてどんなような情報を得ておられるか、そしてまた日本政府の方も、もう午前中の参考人のお話でも、あるいは政府自身がお感じをいただいてゐることからいつても、今度の会議のあり方というのは非常に問題があるわけでありませぬ。したがつて、日本政府として国際司法裁判所に提訴する、そういう意思をお持ちかどうか、それを伺ひます。

○佐竹政府委員 私どもも、IWCの会議の席上でアイスランドの政府関係者からそのような発言をしてゐるということは承知しております。ただ、その後の私どもに入つてゐる情報では、アイスランドがそのような具体的な行動に移つてゐる、あるいはそういうことを計画してゐるということとは現在承知しておりませぬ。

それから国際司法裁判所への提訴でございますが、これは外務省からお答えいただいた方が適當かと思ひますが、一応私がお答えいたしますと、これは基本的に多國間の条約上の解釈の問題であり、それは基本的にその条約の枠内で処理すべきといふような一種のルールがあるようでございます。それからまた法律技術的に申しまして、この中止勧告はあくまで勧告でございますので、法的に言へば具体的な締約国の権限を侵害したわけではないのでちよつと訴訟にはなじまないのではないかと、このように考えておるわけでございませぬ。

脱退云々につきましては大臣から。

○加藤国務大臣 いろいろな立場から私も随分脱退問題については考えたのでございますけれども、国際的にも国内的にも大変多くの問題を抱えておるわけでございますし、今日日本の置かれておる立場等を考えまして、慎重に閣内方面の意見を聞きながら検討していくべきであると考えておるところでございます。

○安井委員 今の国際司法裁判所の問題ももつと検討をする必要があるのではないかと思います。それからまた、さきのいわゆる勧告決議なるものは法的効力がないということを今も明確にされたわけでありまして、それだけにそんな効力のないものに日本政府は従う必要ないじゃないですか。これは後の問題に残しておきます。

今の脱退問題でありますけれども、このIWCというのは、数ある国際機関の中でも国際機関としての体をなしていないのではないかと感じを我々も受けるわけであります。ですから、もつとこれを改組して、抜本的に国際機関にふさわしいものに改革するというふうなことを、あるいはまたこれがどうしてもだめならこれを見限つて、F A Oやその他適当な国際機関で扱うようにしたらどうかというふうな意見もあるわけですね。しかし、やはり初めに申し上げた抜本的な改革ということが筋ではないかと思ひます。大体において加入国の資格要件からいって抜本的に改組されているわけだし、運営のあり方でも問題だらけなわけですから、ですから私はこの際、IWCが今持つてい

るさまざまな問題点、それを日本として、ここが問題だ、ここをこう変えなければいけないという具体的な指摘をこの際やりますべきではないかと思ひます。それを世界じゅうに明らかにして、それが全然どうにもならぬというのなら脱退するとうふうな筋道をとるか、これはもう右顧左顧している段階ではないのではないかと私は思ふわけですね。

今大臣からも御答弁はございましたけれども、もつと真剣にこの脱退の問題を考えていかなければ

ば、国際的な、それも正常なものと思えないような世論のもとに日本の捕鯨は押しつぶされてしまふ、そういう感じを受けるわけですね。もう一度御答弁をいただきます。

○加藤国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、IWCの運営あるいはまた存在、これはいろいろな問題があるというところはよく存じておるわけでございます。したがって、参加資格要件の問題その他につきましては昨年強く主張し、我が国の提案が入れられまして、政府代表の正式の資格があるかないかという点につきましまして、これは相当明確になったと思うわけでござい

ます。ただ運営とかあるいはまた水面下における反捕鯨国家の連係動作、そういうものはどう表現しますか、目を覆わしめるものがある。こういった点については、私たちが大変高価な勉強をさせてもらつたわけでございます。したがって、今後はIWCの健全な運営あるいは参加要件等々の問題を含めた改正に真剣に取り組んでいかなくてはならない。

それから脱退問題は、先ほどお答えしましたように、内外ともに非常に大きな影響を与える問題でありますし、そしてまた、これからの国際国家日本として生きていく立場というより大きな問題を考えながら、関係方面の御意見を十分に承り慎重に検討していかなくてはならないと考えておるところでございます。

○安井委員 いずれにしても、私が指摘した点についてさらに御検討をいただきたいと思ひます。そして先ほどのアメリカのP M法の問題にさかのぼるわけでありますけれども、大体において国際関係というのは、国際的な条約とか取り決めに尊重していくというところは当然でありますけれども、自国の利益をあくまで確保していくということが課題なわけですね。それが外交だ、私はそう思ひます。その点アメリカなどは、問題が出たら即発的に議会が対応するというようなことであります。ですからアメリカは国際連合機関の中のユネスコからも脱退しているし、ILOからも脱

退しています。これは運営が気に食わぬといつて出て、金を払わないわけですね。あるいは海洋法条約だつて、あれだけやっているものを批准しようとしません。日本はその辺なかなかばか正直で、ちゃんと金を出して金を出して金を出して、そして何のことはない日本たまたまをされている、そんなような状態があるわけですね。だからP M法だつて彼らの即発的な立法だ、こういうわけでありまして、我々もいつまでも黙つてたばかりでいるだけではいかぬと思ひます。そういうような意味で、相手方が理不尽な態度に出た場合には直ちに對抗する措置に出る、そういうあり方を我々自身いつもボケットの中に入れておくことが必要なのではないか。

そういうことで、これは初めは自民党の方から御提案だつたのですけれども、その後御都合で出られなくて、結局社会党、公明党、民社党、共産党野党四党でいわゆる対抗法案をつくつて前国会に出して、継続審議で今国会にもこの委員会にかかつていくわけでありまして、ですから、それは法律ができたらず適用するといふものであつてもなくとも、とにかくそういうものを、伝家の宝刀といふ言葉がさつきありましたけれども、そういうものとしてさつきと持つておくといふこと、それが必要なのではないでしようか。これは国会の立法作業でありますから政府に聞くのもおかしいかもしれぬけれども、政府としてもそういうのが欲しいのじゃないですか。その点伺ひます。

○加藤国務大臣 いろいろ言つていい席と言つて悪い席もございまして、どう申し上げますか、まあP M法が理不尽なところでは御指摘のとおりでございます。それは先ほど来の御質問並びに我が方のお答えでも申し上げておるとおりであります。ただ、対抗法案につきましては、まず考えなくてはならぬのはガットとの関連問題がありま

す。その他、我が国と諸外国との関係全般に及ぼす影響等を勘案して総合的に判断すべきであり、私としては慎重な対応が必要であると考えておるところでございます。二百海里法ができる前後と

いうのと、二百海里問題が定着して国際的に大変大きな問題になつてきておる今日という点についていろいろ違ひがあるのではないだろうか。私も二百海里法前後のときにはアメリカへ行きまして、議会の上院、下院の皆さんにも随分議論を吹つかけて、今そういう時分のことをいろいろ思ひ出しておるわけでございますけれども、要は先ほどお答え申し上げましたようにガットとの関係、それから今日我が国の置かれておる国際国家日本としての立場等全般に及ぼす影響というものが非常に大きくなつてきておりますので、総合的に判断すべきであり、慎重に対処すべきであるとお答えさせていたたく次第でございます。

○安井委員 慎重という言葉も私はきょう何十回となく聞いたのですけれども、そのことが結局どうつちつかずでアバチ取らず、さつき私が申し上げたような結論になつてゐるのではないかと思ひます。この対抗法案は政府には一応関係なしに、国会の立法作業でありますから、私も提案者の一人としてこの成立のためにひとつ全力を挙げていくといふことだけ申し上げておきます。

きょうの私の質問の時間もとわずになつたので、結論的な部分として調査捕鯨をこれから本当にやるのかどうかということでありまして、今度のIWC総会の決定の結果、日本は非常に難しい選択を迫られてゐるということは間違ひありません。勧告には法的な拘束力がないといふことはあなた方もしばしば繰り返してゐるわけでありまして、そしてまた、条約上調査捕鯨というものはわけていないわけですね。ですから、この勧告を無視して予定どおり調査捕鯨を実施するのかどうか、あるいはもうここで捕鯨から全面撤退をするのか、その二つに一つの選択を迫られてゐる、私はそう思ひます。斉藤コミッショナーが、会議の後の記者会見で、ぜひとも予定どおり調査を実施するよう政府に要望する、こういうふうに出てゐます。政府はいろいろの道をお選びになるのかといふことです。私ももちろん、法的にも問題のない調査捕鯨を今直ちに実施するといふこと、そ

れよりほかに日本の捕鯨を継続させる道はない、かように考えるわけでありますが、これは農林水産大臣、外務省も、きょう外務大臣でもお出になれば別ですけれども、なかなかあれだと思いついて、ひとつ政府を代表する形で、この問題について加藤農林水産大臣のお考えを伺います。

○加藤農務大臣 午前中にもお答えいたしましたので、ごさいすけれども、我が国としては、条約の趣旨からして、延期勧告決議がなされたからといって条約第八条に基づく捕獲調査を断念するわけにはまいりません。しかしながら、我が国は調査の実施に当たって無用な国際的な非難を助長することのないような配慮をする必要があるわけでごさいまして、またしかられるかわかりませんが、さらに慎重な検討を重ねてまいりたいと考えております。

○野上説明員 本件調査捕獲につきましては、先ほど先生も御指摘のとおり、勧告は法的拘束力がないわけでごさいまして、国際捕鯨取締条約の趣旨に照らしまして、条約八条の規定に基づく我が国の調査の権利、これは制約されるものではないと考えております。が、同時に、本件調査を実施いたしますためには、捕鯨問題をめぐる諸般の状況がございまして、これに留意していく必要があるわけでごさいまして、そういった点で、私もいろいろといたしまして、本件は慎重に検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○安井委員 もし調査捕鯨をやるということになれば、もちろんいろいろのことを考えなければいかぬと思ひます。例えばこの間の総会において、日本に対するこの理不尽な勧告案に対して反対をしてくれた国だとか棄権をした国だとか、そういうようなところにはあいさつをするとかいうふうなことも必要だし、その他いろいろの問題への配慮というものは当然必要である。それが要らないという意味じゃありませんよ。要らないという意味ではありませぬけれども、今あれも考えこれも考え、そんなことを考えていたら何もやることないですよ、これは。何にもできないですよ。そ

れこそ野たれ死にしようということではないかと思ひます。さつき大臣は、高価な勉強をさせてもらいました、こう言われました。全くそのとおりでしようけれども、大臣や農林省や外務省が勉強しているうちに、日本の捕鯨はつぶれてしまふと思ひますよ、なくなつちやいますよ。問題はそこだと思ひます。

ですから、できる限り早く、しかもその時期というの、来年やろうといったって来年のまた総会があるわけですから、その前に今の調査捕鯨をやりますよなんて、そんなばかなことをやつたつてしようがないわけですし、しかもまた、午前中のいろいろ参考人からのお話を聞く中でも、中間的な空間があくと、時間的なインターバルができる問題が多いというお話も我々しつかり聞いております。それだけに、我々が現在の漁期のうちに調査を進めていくということと、今月か来月の初めぐらいには閣議で決定するぐらいなところまで早急に持つていかなければならぬ問題ではないかと思ひます。この問題、いづれまた新盛委員から集中的にお話があると思ひますから、私はこれ以上詰めませんけれども、そういう問題が重大問題として、当面解決すべき最大の問題であるというのを私は申し上げておきたいと思ひます。もつと内容に入つた質問は後で新盛委員からお願ひをしておきます。

それからもう一つ、沿岸捕鯨についても継続審議ということで一応けりがついたわけでありまして、けれども、しかし、一年待つていたら、黙つて来年は存続が決まるなという生易しい状況にないというところは政府も我々もよくわかります。それだけに今のうちから、もつといろいろな根回しやらそれへの主張の根拠やら、そういうようなものをつつかりつておかなければいかぬと思ひます。沿岸漁業の問題は地域社会の荒廃にかかわつています。とりわけ今どこも景気が悪くて、第一次産業の地域はどこも大変なんです。そういう中で今問題が起きてくるだけに、非常に重大な

問題意識をそれぞれの地域で持つておられますので、これに対する周到な対策が必要ではないかと思ひますが、どうですか。

○佐竹政府委員 沿岸捕鯨についての御指摘でございますが、現在私も考えておる沿岸捕鯨の対策地として、鮎川、釧路、網走、紋別、四港でございます。約二百十頭の計画をIWCに提出しているわけでごさいます。いづれも、御指摘のように大変不況の強い地域あるいは他に産業のないような地域でございまして、この地域社会を支えるものとしての捕鯨業、御指摘のとおりでございまして、私もこれを現実させるためには、IWCの条約の附表を改正しなければならぬわけでごさいまして、四分の三の同意をとらなければいけません。大変厳しい状況でございまして、来年の総会に向けて、今御指摘のございましたように、準備に怠りがないように最大限の努力をしてみたいと思ひます。

○安井委員 問題はなおたくさんあるわけでありますが、特に調査捕鯨の早急な実施、このことを強く要望し、あと四、五分あるようですが、これは新盛さんに渡しますから、これで終わります。ありがとうございます。

○五沢委員 新盛辰雄君。

○新盛委員 午前中は参考人の方々もお呼びして、本問題について議論がなされたようでありまして、今安井委員の方から総括的に我が党の考え方、具体的に確認をしていきたいと思います。

確かに、今回の第三十九回IWC年次総会における各国、特にアメリカを中心とした日本に対する今回の処置はまことに理不尽である、これはどなたが出席されても日本の代表の方々はそうおっしゃつておられます。そういう中で我が国は条約八条に基づき、南氷洋でのミンククジラ八百二十五頭、マッコウクジラの五十頭の捕獲調査の計画を提案されました。二つ目には、沿岸小型の捕鯨について生存捕鯨として継続することを提起さ

れたわけでありまして。この提案に対する結論はもう既に昨今議論されておるとおりでありまして、この調査捕獲については延期の勧告決議が採択された、さらには生存捕鯨については次期開催まで継続審議にさせられた、こういうことであります。勧告決議は実質的には中止を求めている、私はそう理解します。生存捕鯨の問題については、これは先送りをしただけで、結果的には不可能であるということの結論に等しい、こう理解をします。となりますと、この勧告決議、そして先送りのいわゆる生存捕鯨、この事実については日本代表団の方々は御苦労されましたが、大臣としてどう受けとめておられるか、政府の考え方を聞かせたい。

○加藤農務大臣 本年の国際捕鯨委員会、いわゆるIWCは極めて反捕鯨色の濃い会合であり、特に我が国の捕獲調査計画に対し、実施延期勧告が行われたことは極めて遺憾であると考えております。また、我が国の小型捕鯨業の一部を生存捕鯨として認めることを求めたことにつきましては、厳しい事態でありましたが、継続審議となり、今回これが全く否定される事態となることは阻止し得たと考えております。

今後の方針については、非常に厳しい事態であることは認識しておりますが、調査の実施及び生存捕鯨の実現に向けて努力してまいる所存でございます。

○新盛委員 形どおりの御答弁ということになると思うのですが、現に委員長はこのIWCに御出席をされたわけで、委員長から御答弁をいただいたのでありますけれども、どうも座におられるし、また、ほかの自民党の代議士も行かれたというふう聞いております。私は、こういう雰囲気の中で日本の立場というのはいささかすばらしいのか、その状況は極めて厳しい、理不尽である、日本たまたまである、しかしおれたちは絶対に食文化、伝統を守るということにおいては論をまたないわけでありまして、そういう状況を踏ま

えられて、本場に慣れをきたらうし、これは多数決ですから、いわゆる数でもって押し切る、どこかの、今いろいろ自民党内でやっておられるようだけれども、数でどうこうという話じゃないのであります。そういう面では、出席された人から実は中身の濃い、これからの対策をどうしたい、あの雰囲気の中からどうすればいい、そういうのを聞かせたいという気がするのがあります。どなたかその中にいられた方がございますか。もし差し支えなければ委員長、発言されて結構です。

○佐竹政府委員 まことに申しわけございません、現在ここにおる者の中ではIWCの会議に出席している者おりませんのでございますので、その旨……

○新盛委員 担当の水産庁長官の答えとすれば、あなたも行かれたわけですからいろいろと状況が、それは推移を眺めて政府としてどうするかということになるでしょうが、どうしても局面の打開を図りたいと言ってこられた方々、しかもニュージランドとかオーストラリアとか、あるいは各国にアタックをして説得をしてこられた方々の気持ちを我々はしっかり受けとめなければこれから先の問題にならないわけでありまして、だから、そこをぜひともお聞かせをいただきたい、深層心理を教えてください、そんな気がするわけです。委員長、これは答えられませんか。あなたも行かれたわけでしょう。

○玉沢委員長 ちょっと速記をとめてください。

(速記中止)

○玉沢委員長 速記を起こしてください。

新盛君。

○新盛委員 では、次へ移ります。

先ほどもお話がございましたが、日本と同じ仕打ちを受けたアイスランドあるいは韓国、こういう関係国の動きをどういうふうな我々は把握をすることが出来るか。その中で、アイスランドは今回のこの仕打ちに対してIWCを退脱しよう、国際司法裁判所への提訴をやる、NATOから脱

退しよう、こういう強い決意を示しておられるやに聞いております。その意思表明を外務省の方はとらえておられるのか、そうしてアイスランドが態度を硬化したことによってアメリカなどの動きがあればその御報告を願いたい。

○佐竹政府委員 アイスランドの動きにつきましては私も情報を入手しております。特に、今先生の御指摘のありましたようなことが、公式、非公式の発言からは正確に確認しておりますが、あつたことは事実のようでございます。それをもとにいたしまして二十一日、二十二日の二日にあたりましてアメリカとアイスランドの間で本件をめぐりまして交渉が行われているというふうに承知しております。

○新盛委員 その交渉を見守るという状況にあるのでしようけれども、これはアイスランドも反対六、賛成十六、棄権九という中での実施中止勧告を受けたわけですね。日本の場合は反対九、賛成十六、棄権六。日本は、皆さんの御努力で少しは反対の数がふえたということになるわけですが、これも、こういう状況を踏まえまして、勧告を含めまして各国が同情するとか、日本の伝統的食文化であるという理解をやや示しつつあるとか、そういう面では、私は今回皆さんが御努力をされたことについては敬意を表します。そしてアイスランドは、こういう大変な理不尽な仕打ちを受けたので、断固として先ほど申し上げました三項目を中心にしてやろうと決意をしておられるわけですね。あの島——失礼しました。島などと言うと怒られますが、アイスランドは東西両陣営の中にあつてアメリカだつてちよつとばかり困るのじやないですか。そして、その位置が極めて重要なところであるだけに、アイスランドがこういうふうに出てくればアメリカは少し態度を軟化せざるを得ないではないかという気もするわけでありまして、そういう状況を踏まえてアイスランドが強行に出たのではないか、そういうことから、局面打開はこれからほぐしていくことを待つておるならこれは大変な時間がかかると思ふのです。だから、日本の場合はでは一体どうするかということになるわけですね。そのやり方、方法によつて局面の打開ができると私は思ふのでありますが、その面についてはどうですか、外務省も水産庁もこれはいろいろな角度から検討されておると思ひますけれども、外務省はどうですか、この把握はどうされますか。

○野上説明員 私どもとしても、アイスランドの動向につきましては関心を持ってこれを注視しておりますが、現在までのところ、アイスランドがその発言に基づいて具体的な決定をしたというような情報には接していません。

○新盛委員 そういう状況把握はしてないと言うのですけれども、そういう動きに出ていることだけは間違いないと私は思ふのです。だから、日本の場合は、それに並行してこれからどう対策を立てるかであります。そこで、このところだけにまとめるわけにいきませんから、条約八条の解釈について明確にしておきたいと思ふのです。国際捕鯨条約第八條第一項は、鯨の調査捕獲はこの条約のほかの規定にかかわらず締約国の判断で行うことができると規定しているわけですね。政府の公式見解としてはこれはどうなのですか、そういうことなのだというふうな理解をしますか。どうぞお答えをいただきたい。

○野上説明員 国際捕鯨条約第八條第一は、科学的研究のための鯨の捕獲等は締約国の判断で実施し得るという規定をいたしまして、さらにこの捕獲等を同条約の適用から除外するということを定めております。

○新盛委員 そこで明確になつてくるわけでありまして、今政府の公式見解が出されました。だとすれば、条約第六條に基づく勧告が第八條を実質的に否定するようになるわけですね、無効である、いわゆる今回の勧告というのは無効じゃないか、条約上の整理ですからこのところは明確にしていかなければいけません。どうですか。

○野上説明員 今回の決議でございますが、これは条約第八條一の規定の趣旨を損なうおそれなし

としないものでございますけれども、この決議は勧告でございますして法的拘束力を有しておりません。したがって、この決議により条約八條に基づく締約国の捕獲調査の権利が制約を受けることはないと考えております。

○新盛委員 そこではっきりしてきたわけでありまして、第八條によつて明確にされている公式見解、またたいたいま外務省がお答えになった第六條による勧告決議は無効であるということ、拘束力を受けないということにおいて明確になつたわけでありまして、このことは確認をしいていようか、大臣、責任者として。

○加藤国務大臣 結構でございます。

○新盛委員 次に、米国の関係でございます。我が国が調査捕獲を行う場合は条約上の権利であることは先ほど長官も答弁されたわけでありまして、この勧告決議を無視して調査捕獲を行った場合、先ほど大臣は理不尽なP.M.法とおっしゃいましたが、P.M.法の発動あるいは日米漁業協定の破棄、ジョイントベンチャーの中止など、米国はいろいろな制裁措置を考へると思はれるのです。が、それについてはどうお考えですか、今のところはそういう事象はないのですけれども、お考え方を伺ひたい。

○佐竹政府委員 今回のIWCにおいて、アメリカはいわゆるキャリア提案なるものを提案したわけでございます。これにつきましては、要は各国の提案した調査計画は一定の基準を満たしているかどうかをまず科学委員会が審査する、その科学委員会が審査の結果、意見が一致しなかつた場合にはそれを総会にかけてその調査計画を提出した政府に対し、調査の中止または許可の発給停止を勧告する、こういうふうな決議でございます。これを提案したゆえんは、アメリカの国内法でございます。バックウッド・マグナソン法及びペリー修正法、前者は一言で言えば、要するに国際捕鯨取締条約の効果を減殺するような漁業活動あるいは貿易、または捕獲を直接あるいは間接に行つてはる外国についてはその旨を商務長官が証明した

場合には、國務長官は商務長官と協力して漁獲割り当てをその時点で半分にする、二年目にはゼロにする、こういう規定がバックウッド・マグナソン法でございます。それから、ペリー修正法の方はやや構成が違っておりまして、商務長官が証明する、大統領に対して証明するわけであります。大統領はこれについて当該国からの漁業製品が、大統領はこれを半分にする事ができる、こういう規定がペリー修正法でございまして、これらの法律の発動をしやすいようにキヤリオ提案をやった、つまり勧告をしたにもかかわらずその勧告に反する行為に出たということになれば、まさに両方の要件を充足するという事になって証明がしやすい、こういうところからこのキヤリオ提案が出されたと推定するわけでございまして、ただいま先生仮定のことというふうに仰せになりましたが、確かに仮定のことではございまして、恐らく勧告を無視して調査捕獲を実施する場合にこれら法律の発動は必至と見るべきであるかと思ひます。特に、ペリー修正法の方につきましては大統領に裁量権が残されておるわけでありまして、バックウッド・マグナソン法につきましては、裁量権が國務長官にないわけでございまして、発動は必至というふうに判断するわけでございまして。

それからまた、アメリカとの関係では、今JVについての御指摘もございましたが、JVの根拠になつております日米の漁業協定がごしの未で失効するわけでございまして、現在その改定手続が進行中なわけでございまして、それとこの進行にこれがどう影響するか、これは法律の問題ではございまして、私がここで見通しを申し上げることはできませんけれども、これはアメリカの国会上下院の承認が必要になつておりますので、それとどのようにかかわり合うかということが一つの問題点であらうかというふうに判断しております。

異議申請を日本がやろうとしたら、それに対して制裁措置をという事でいろいろと国内法を含めて議論がありました。そして、アメリカはこの発動回避のために我が国ともいろいろと十数回話を詰めた結果は、我が国はモラトリウム発効後の漁期、八六年と八七年の漁期をもつて商業捕鯨を中止する。それは、日本はこの異議申し立てを撤回するという事です。米国のその間制裁法の発動は行わない、このような日米捕鯨取り決めで来たわけですね。結局ペリー修正法を中心とする二百海里、アメリカの漁獲割り当てを捨てるのか捕鯨を捨てるのか、二者択一をというのがアメリカの言い分だつたろうと思ふので、しかし、現実にはそういうアメリカの制裁措置を恐れて、商業捕鯨を結局は中止してしまつたので、これが今までの経緯です。

そうしますと、この米国からの対日割り当てはもう既に先ほどの議論の中でも激減した。六十年の段階で九十万トン、六十一年で四十五万トン、六十二年で七万四千トン、これが現在、来年はゼロ、これはもうはつきり言うておられるのですよ。そういう状況で対日の割り当ては激減をした上に、来年はゼロだ。だまされてしまつた。日本はこれにされた。これは非常に憤慨にたえないのです。また、このジョイントベンチャーをとめれば日本だけではなく、米国漁民だつて困るのですね。そういう状況が出てきているし、またこのような中で日米漁業協定もはや我が国にとつては無意味ではないか。無意味であれば何米国の制裁を恐れる必要なし、こういうことになるわけですが、日本の文化を守る、捕鯨を捨てるべきではない、みんなそう思つてゐるわけですから、ここで万一切裁措置があつても、国内措置で何とかそれをカバーできるように仕組む、漁業体制を、新しい再編成を考へていく必要があるのじゃないかと思ふのでありますが、その一連の関係について大臣の決意のほどをひとつ聞かせていただきたい。

○新盛委員 先ほど安井委員の方からも質問があつたわけですが、モラトリウムが決定されてから

異議申請を日本がやろうとしたら、それに対して制裁措置をという事でいろいろと国内法を含めて議論がありました。そして、アメリカはこの発動回避のために我が国ともいろいろと十数回話を詰めた結果は、我が国はモラトリウム発効後の漁期、八六年と八七年の漁期をもつて商業捕鯨を中止する。それは、日本はこの異議申し立てを撤回するという事です。米国のその間制裁法の発動は行わない、このような日米捕鯨取り決めで来たわけですね。結局ペリー修正法を中心とする二百海里、アメリカの漁獲割り当てを捨てるのか捕鯨を捨てるのか、二者択一をというのがアメリカの言い分だつたろうと思ふので、しかし、現実にはそういうアメリカの制裁措置を恐れて、商業捕鯨を結局は中止してしまつたので、これが今までの経緯です。

そうしますと、この米国からの対日割り当てはもう既に先ほどの議論の中でも激減した。六十年の段階で九十万トン、六十一年で四十五万トン、六十二年で七万四千トン、これが現在、来年はゼロ、これはもうはつきり言うておられるのですよ。そういう状況で対日の割り当ては激減をした上に、来年はゼロだ。だまされてしまつた。日本はこれにされた。これは非常に憤慨にたえないのです。また、このジョイントベンチャーをとめれば日本だけではなく、米国漁民だつて困るのですね。そういう状況が出てきているし、またこのような中で日米漁業協定もはや我が国にとつては無意味ではないか。無意味であれば何米国の制裁を恐れる必要なし、こういうことになるわけですが、日本の文化を守る、捕鯨を捨てるべきではない、みんなそう思つてゐるわけですから、ここで万一切裁措置があつても、国内措置で何とかそれをカバーできるように仕組む、漁業体制を、新しい再編成を考へていく必要があるのじゃないかと思ふのでありますが、その一連の関係について大臣の決意のほどをひとつ聞かせていただきたい。

○佐竹政府委員 まず、事務的な御説明をさせていただきます。

いただいた御指摘は、客観的にそういう事実があることはこれはだれも否定できないわけでございますが、今後恐らく米国との間にこの問題をめぐつて交渉をする必要がある場合が出ようかと思ふわけでございまして、ただいま御指摘の点をどう判断するかという事は、いわば日本側として交渉の手のうちを出すことになるわけでございまして、その点だいたい御指摘の問題点について水産庁としてどう考へるかという事については、ひとつこの御答弁は差し控へさせていただきますたいと思ふわけでございまして。

それから、確かに漁獲割り当ては八七年七万五千トンに減つてゐるわけでございまして、これは別に日本だけが減らされてゐるわけではございまして、結局米国のマグナソン法、漁業管理法、仕組みは今さら御説明するまでもないかと思ひますが、許容漁獲量を出して、それからまず米国の国内の漁業者に充当する漁獲量を引いて外国の割り当て量を出す、簡単に言えばそのような仕組みでございまして。結局、国内漁業者の漁獲量がふえてきたために外国への割り当て量が減つてゐるという事でございまして、日本のシェアは現在でも七割から八割を確保しているわけでございまして、その点だけは一応申し添へさせていただきますたいと思ひます。

○新盛委員 米国の制裁措置が今後あつたとしても、割り当てその他について相当激減していくし、ゼロになるかもしれない。これからやろうとするればはえ縄の処置などが出てくるのだらうと思ひます。しかし、それは国内の漁業再編成を含めてもう一回二百海里というこの事態は、結局もみ手をして入漁料を払つて、そして漁期に合せて漁獲量の割り当てを受けて各国がやつていくわけでしょう。それがもうみんな自前魚はとる。残つた分なら、日本のお船もいらつしやればとらせてあげましようという仕掛けに、これはいわゆる国際的な規制が続いてきているのですよ、二百海里も十年たつたのですから。だから、そういうことを考へれば何も遠慮することはないじゃないか。遠慮することがないという事は、新しい漁業構造の再編成を日本がやればいいのであつて、鯨の問題と一緒にしたから、それで取引しようとするからこういう問題が出てくるわけでありまして。だから、この点は明確にどういうふうにするかということをお答えいただかなければ先に進めません。

○佐竹政府委員 少ないながらも七万五千トンで、アメリカ海域を唯一の漁場として操業してゐる北洋はえ縄等の漁業があるという事は事実でございまして、その割り当て量を確保するため大変な努力をこれらの漁業者はしているわけでございまして。七万五千トンになつたのだからそれはどうなつてもいいのではないかというふうにはなかなかまいらないわけでございまして、そういう点も考へて今後この鯨の問題、調査捕獲の問題についておるわけでございまして、かように考へておるわけでございまして。

○新盛委員 それはまた後で機会を見て議論したいと思ひます。

次に、この条約上の権利を行使することに対して、これが気に入らないからと言つて条約加盟国が国内法で懲罰を加えるというやうなことが出てきているわけで、あらゆる国際条約の存立さえ危うくしているやうな状況だ。私は、アメリカは理不尽だとかよく巷間言われているのはその辺にあるのじゃないかと思ふのです。国際条約で明確にその拘束を受けないという面があるならば、国内の自分たちの法律で懲罰を加えるというのは理不尽です。だから、こうしたことについて毅然たる態度を日本側はとる必要がある。何でもかんでもおんぶにだつこつという事は終わつたのじゃないですか。いろいろな面で漁業問題で苦勞するのは、アメリカの漁業外交といひますか、日本がそれに非常に後ろ向きというか、もみ手式にやつてゐるのかわかりませんが、そういうやうなところが今回のやうな問題に非常に波及したのじゃないか、極論すればそういうやうになるやうな気がし

に苦痛はわかるのですが。

実はここに自民党の政務調査会水産部会の資料がございます。これは捕鯨に関する決議です。「条約上の当然の権利に基づき今漁期から鯨類の捕獲調査の実施に向けて最大限の努力を行うこと」、これは冒頭に「国際的理解を得つつ」というふうになっていますが、内容的に見てまさしくそのとおりだ、それは最大限の努力をするということ、これは今まさに鯨文化がつぶれるかつかぬないか、調査捕獲がでなくてはならぬ完全にシャットアウトを食らいますよ。そういうことなんです。だから、私も野党も本心に、これは一緒に頑張って日本の捕鯨を守るために全力を挙げようじゃないかというので、恐らく明日の農林水産委員会特別決議をされるのでしよう。満場一致でなると思っています。そういう雰囲気の中ですからぜひひとつ大臣やりましょう。理不尽な条約の面における拘束はもう受けない、また国際法上、先ほど外務省の解釈においても政府の統一見解においても何ら支障はないのですから、ぜひひとつこのところは踏み切っていただきたい。

○加藤国務大臣 午前中來のお答えで申し上げておりますように、政府として最大限の努力をするのは当然のことでございます。しかしながら、国際的ないろいろなことを判断し、あるいはまた我が国の捕鯨そのものの将来のことも十分に考えて打つべき手は打つ、また言うべき点は十分に言わなくてはならないときに來ておるわけでございす。現在も八方手を尽くして努力をいたしておる最中でございますので、私としては先ほど申し上げましたお答えから前へ出ることはできないと考えておるところでございます。

○新盛委員 ちよつと新聞でも見たのですが、きよう、あすの農林水産委員会の決議があれば、この決議を基礎にして政府は調査捕鯨に踏み切る、そういう報道も一部なされておるようですが、これはどうなんですか。あなた方は政府としてやりたくない、しかし、農林水産委員会超党派で決議をしました、その上に乗つかればアメリカだつて、

アメリカの政府の方はまあまあと言うのだけれども、上院、下院はやかましいですね、ココム事件にしても何にしても。議会がどんなふうして騒いでいるのです。我々だって立法院なんですか、我々がこでこでちよつと態度を超党派で決めよう。その決議をしたらそれに乗つて皆さんやりやすくなるのではないですか。それも言えないのですか。もし決議をしたら前向きに踏み切る、これはどうですか。

○加藤国務大臣 当農水委員会が独自の見解と立場に立つて御決議をされるということは固有の権限でございす。ただ、政府がそれに乗るとかそれに乗らないとかということではなくして、議会の、立法院のそういう決議、意思を体してさらに馬力をかけることは政府として当然のことでございます。

○新盛委員 ようやく先が明るくなりました。それで、決議を台にしたいだいてこれから最大限の努力をしていただく。これは今漁期で解決しなければならぬ問題ですから、これはひとつ花の大臣として、まさしく鯨が潮を噴いたように、本心に先が見えるようにしていただきたい、これは御要望申し上げます。

続いて大型捕鯨のことでございますが、小型生存捕鯨あるいは母船式調査捕鯨、こうしたものはもう既に今まで議論しましたが、沿岸の大型捕鯨のことについては陰に隠れて余り議論されておりませんが、今マッコウを二百頭とっているわけでありす。この大型捕鯨を今後どういうふうにするのか。これは来年三月で商業捕鯨は終わることになるわけでありす。このあたりはニタリをとつたりいろいろあるようすだけれども、このことについてどうお考えか。これもまた調査捕鯨でいくのか、生存捕鯨でいくのかということになつてくるのですけれども、政府の考え方を聞ききたい。

○佐竹政府委員 ただいま御指摘の沿岸大型捕鯨でございますが、これは捕鯨船五隻でございまして、漁期は四月から九月までがニタリクジラ、十

月から三月まではマッコウクジラをとりす。ニタリ三百七十七頭、マッコウ二百頭を捕獲しているわけでございます。

この操業の実態、それから捕獲しました鯨の処分方法等から見まして、これを生存捕鯨の範疇に属するものとして生存捕鯨を構成することは、現在IWCで認められております生存捕鯨、これはソ連、アメリカ、デンマークでございす。三カ国に認められております生存捕鯨と余りにも実態がかけ離れることになりすので、生存捕鯨の範疇に属するということとは難しゅうございす。したがって、残された道としては、同じような調査捕鯨というふうなその必要性が客観的に認められるかどうかということでございますが、これからまた関係者の意向も十分聴取いたしまして、今後の対応策を検討してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○新盛委員 次に、生存捕鯨への移行と補償についてですが、小型捕鯨については生存捕鯨へ移行するというのが考え方だろうと思ひます。IWCで引き続き検討することになつておりますけれども、見通しはどうでしょうか。また、今後の努力についてお聞かせいただきたいのです。

○佐竹政府委員 現在IWCの条約上認められていゝるいわゆる生存捕鯨でございす。これは先ほど申し上げましたような米、デンマーク、ソ連について認められておるわけでございます。今回のIWCの会議上でも問題になつたようでございますが、我が国の提起した生存捕鯨と、既に認められた生存捕鯨とが一体どこが違い、どこが共通であるか。結局、定義がはっきりしないことが問題ではないかという意見が中国から出されたわけでございます。そのような意味で、定義をまず明確にすることも含めまして来年度に結論が送られたわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、これは附表の改正が必要でございます。捕獲調査の場合にはまさに八条の権利でございまして、これは先ほど来

の御議論で明らかのように、まさに締約国の権利なわけでございますが、この生存捕鯨は附表の改正を四分の三の同意をとつて行わなければならぬわけでございます。これは大変難しいことだとは思ひますが、我々がこの沿岸小型捕鯨の実態をよく諸外国、加盟国に説明いたしまして、何とか生存捕鯨として認知されることができるよう、来年度向かつて最大限の努力を尽くしていきたい、かように考えております。

○新盛委員 お願いいたします。それで、この生存捕鯨の補償の問題ですが、今小型捕鯨の漁期は来年度の四月から始まります。来年度にIWCがありす。この生存捕鯨への移行が認められたとしまして、四、五、六、この三カ月間の操業が中断されるのです。実質的に、この間の休業補償というのは具体的にどういうふうな考えでございすでしょうか。

○佐竹政府委員 生存捕鯨が認知される、私どもはそれのように努力するわけでございす。私も認めたこととすれば漁期がある程度やりくりする、ずらず、おくらせることによつて捕獲率の消化は十分可能であるというふうな考えているわけでございます。しかしながら、来年度のIWCの結果を待ちまして、漁業者、乗組員等の対策についてはその段階でまた検討してまいりたい、かように考えております。

○新盛委員 いよいよ時間がなくなりましたので、最後にこのIWCの条約脱退を我々は考えなければならぬ、重大決意を持たなければならぬ。先ほど安井委員の質問に対して、慎重に対応したいというお答えがあるわけでありす。独立国家の尊厳を傷つけられるような、まさに日本の捕鯨、鯨をとるのが悪い。自然保護団体、アメリカあたりは非常に盛んだそうだけれども、非常に悪いイメージを与えているのです。日本は鯨をとる野蛮な国である、こんなふうなことで引つ

込むわけにはいかないわけですが、IWCにおるからそういうイメージダウンがなされていると思うのであります。逆に言えば、だからこんなところは早く脱退をして、これから思い切った科学的な調査を初めて捕鯨をする国、そしてまた食文化としてもあるいは経済の面においても役立たせる国、そういう国と我々が条約を結んでやれぬことはないじゃないか。何もアメリカ主導だけのIWCじゃないじゃないか、極論すればそこまで来るわけでありまして。そういうことを真剣に考えていかなければ慎重ということにはならないのであります。大臣どうですか。具体的に私はそういうふうにしてだんだんIWCの方から遠ざかっていく、国際条約ですから、我々だって独立国家としてそういう条約を別途つくった方がいいじゃないですか。それぞれ国々が賛成をしてくれるならそれだけ一つの大きな力になるんじゃないですか。お考えを聞かせてください。

○加藤国務大臣 我々が今後いろいろな模索をし、選択をし、そしてそれに従って決定していくといういろいろな選択の幅はあるわけでございます。新盛委員がおっしゃいましたそういう考え方もあるわけでございますけれども、先ほど来お答えいたしておりますように、脱退ということは内外に与える影響というの非常に大きいわけでございます。さらに日本に対する非難、攻撃が強くなる可能性もあるわけでございますので、そういったものもろの要素を総合的に判断しながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

○新盛委員 もう大臣の慎重にという話になると、どうもさつとカーテンがおりてきたようなあんばいで暗くなるのですよ。カーテンをあけましょうや。前向きに検討するというのは政府答弁でよくあるのですが、それでも救いようがありません。本当に慎重に慎重にというのは、どこまで続くのかかわりませんけれども、ぜひひとつ大臣がおられるときにこうだったという歴史に残る所作を、政策を見せたいと存じます。

で少し触れさせていたきたいと思います。これはもう御承知のように日米加漁業条約によつて、日本の母船式サケ・マス漁業が東経百七十五度以西の米國海域では操業できることになってはいるのですが、米國には海獣保護法というのがありまして、ことしの六月に日本船によるオットセイの混獲許可をめぐる裁判を行ったわけでありまして、日本の母船式サケ・マス漁業は、漁期途中の七月十四日に結局は米國地域から撤退せざるを得なくなつたのですが、ことしの漁期は何とか乗り切りましたけれども、これから先、一体どうなるのでしょうか。私の方は独断船でもやってもいいというふうなことも考えるのですけれども、この経過と今後の対策について最後にお聞かせをいただきたい。

○佐竹政府委員 米國の二百海里内で操業いたします母船式サケ・マス漁業でございますが、これにつきましましてはアメリカの海産哺乳動物の混獲許可証の保持がアメリカの法制上必要とされておるわけでございます。本年五月二十二日に、本年の漁期以降三年の混獲許可証が漁業者に発給されたわけでございます。ところが、この混獲許可につきましましてはアラスカの原住民、それから環境団体が、そういう混獲許可は違法であり無効であるというところで、米國政府を相手にいたしまして、地裁に對し母船式サケ・マス漁業の操業の差し止めを暫定的に求める訴えを提起したわけでございます。この訴えが地裁で認められまして、法律的には一時我が國の母船式サケ・マス漁業の二百海里内での操業がことしもできなくなるのではないかと、どうもさつとカーテンがおりてきたような感じがいたします。幸いこれにつきましましては米國政府と、それから我が國日連連から差し止めをまた暫定的に差しとめる訴えを提起いたしました。これが認められて本年の操業ができることとなつたわけでございます。しかしながら、これは三年間の許可が争われておるわけでございますので、来年の漁期に向けて、高等裁判所におきましてそもそもの許可の有効性について争われるわけでございますが、私どもといたしましてはINPFCの協力、それからまたアメリカ政府と一緒にしまして、この許可の有効性を主張して来期以降の操業が確保できるように努力してまいりたいと考えてございます。

○新盛委員 質問を終わります。

○保利委員長代理 吉浦忠治君。

○吉浦委員 私、本日の最後でございますので、よろしくお願いいたします。大臣、お疲れのようすけれども、ひとつよろしく。

最初に、大臣に二、三問食文化についての論議をお願いしたいと思います。

イギリスのボーンマスで行われましたこのたびの国際捕鯨委員会の会議の内容を伝え聞きますと、もはやIWCは国際機関としての体をなしていないのではないかと、強に強く感ずるわけでありまして。本来IWCは、国際捕鯨条約に基づきまして鯨類の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展を図るべき機関であるわけでありまして。にもかかわらず多数の非捕鯨国が不明瞭な形で参加をいたしております。科学的論議をよそに、数の力で捕鯨国の意向を踏みにじる前時代的あるいは感情的運営に陥つておるわけでありまして。国際関係は相互に文化を異にすることを認め合いながら問題点について論議を積み上げ、得られた結論を前提としてまた新たな問題点の論議を重ね、相互信頼を確立していくものであるというふうに私は思ふわけでありまして。そうした当然と思ふ前提さえもほごにされてしまうようなことが行われていることはまことに遺憾であります。特に、鯨に対する文化の違いがあることが前面に出てきていないのは非常に残念なことでありまして、単に食文化だけでなく、その根底にある哲学が全然違つておる問題があるのではないかと、こういうふうにおもうわけでありまして。今回捕鯨についての集中審議ということで、まずこの点を明らかにして議論を進めてみたい、こう思ふわけでございます。

ここに和歌山県太地町、私も本年六月に当委員会で見学を行ったところでございますが、太地町の要請書をいただきました。これによりまして、

と、太地町は我が國捕鯨発祥の地として、約七百年の歴史を有し、その伝統は今日まで継承されるところに、現在なお町全体の就業人口の約一七・六パーセントが捕鯨産業（関連産業を含む）に従事しております。捕鯨発祥の地として、古くから私達の先人が、幾多の困難をのりこえ築き上げた捕鯨産業は、多くの鯨文化を生むとともにかけがえのない産業として地域社会の発展に数限りなく貢献してきたものと自負するところでありまして。太地町民の鯨に対する限りない情熱、伝統への誇りは太地町民の力の源泉であります。

こういう要請書をいただきました。このことはひとりと太地町のみならず、私の地元のと田町もございまして。山田あるいは鮎川、釧路、網走、小笠原母島の関係者、従事者にとつて等しく伝統への情熱を持つものであります。

我が國の場合、欧米諸國のように鯨を人間と対立するものと考えてはいないのでありまして、自然と一体の存在ととらえ、自然の摂理等に従つて捕鯨をし、自然界の賜物として尊敬を払い、余すところなく利用して、最後にはお墓までつくつてその恩恵に感謝をするという伝統に支えられてきたものであります。だから、我が國捕鯨の場合に、乱獲というものは一時期を除いてはなかつたものであります。その一時期を除いては我々が招いたものではないわけでありまして。鯨について人と対立するものとしかたらえられない哲学の持ち主たちが、鯨油をとるといつたその資源の一部を利用するためにのみ盛んに捕鯨を行つてきたからにはほかならないのでありまして、そこには鯨に対する尊敬も感謝もなく、ただ殺しまくつたのはその方々ではなかつたのか。そうした過去の歴史を顧みると、その責任を現在の捕鯨国になすりつけようとするやり方に私は憤りを感じておるわけでありまして。大臣、この哲学の違いについてどのように考え、今後この交渉に当たつてそれを反映させていられる所存なのか、まずこの点を伺つておきたい

と思うのです。

○加藤国務大臣 今回のIWCの会合がある前にも、私は省内において随分議論をいたしたときにも、ただいま吉浦委員がおっしゃったことと実は同じようなことを強く言ったわけでございます。鯨博物館があり、鯨と人間の絵というの、古いのがたくさんある、あるいはお宮やお墓や社まである。こゝろ辺のことをIWCにおいては強くはつきり言うべきであるということ等々を言ったわけでございます。

また反面、ただいま吉浦委員もおっしゃいましたが、我が国は長年にわたり鯨を食用資源として利用してまいりました。西欧は主に鯨油として利用してまいりました。このような鯨とのかかわり合いの違いというのがある面を言いますと、今日鯨を利用しなくなった西諸国が鯨を自然保護の対象としてのみ考える、そして捕鯨に対する我が国の倫理観の違いということになってくるのではないかと考えられるわけでございます。このような倫理観の違いを他国に押しつけるということは極めて遺憾なことであり、我が国としては、このような問題は先ほど来議論しておりますように、科学的に解決することが重要であると考へております。

そして食文化という点にもお触れになりましたが、食文化というのは、その国の長い歴史及び自然環境によって形成されてきたものでございまして、我が国において、先ほどのお話にもございまして、鯨は、地域社会で引き継ぎ根強い食習慣があると理解しております。このような食習慣は、他人に迷惑をかけるものでない限り、他国の倫理で制限されるものではないと考へております。

○吉浦委員 本地が七百年の伝統を誇られておりますけれども、我が国の鯨とのかかわりはさらにさかのぼることができるほど関係が深いわけでありまして、我が国の食文化内に鯨の占める比重というのは非常に高いと言わなければならぬと思ふわけでありまして。特に戦後の食糧難時代に鯨な

かりせばたんばく源の補給はおぼつかなかったのでありまして、戦中戦後組はひとしく鯨に感謝し、また郷愁を感じておられるのであります。鯨カツなりあるいは鯨の南蛮漬のあるいは焼き肉、大和煮等々最近では高価になり、なかなか口に入らなくなった。セーブ・ザ・ホールということは、こうした我が国の食文化に対する重大なる侵害であります。

俗に食の恨みは恐ろしいという言葉がありまして、米国は戦後の進駐時に、よかれあしかれではあります、種々の施策を行いました。民主主義と基本的人権の尊重等を残したけれども、食文化を強制するような野蛮な行為は行わなかったと私は信じております。例えばイスラム教徒に豚肉を強制したりどうですか。またヒンズー教徒に牛を食えというふうな強制したら、彼らは多分武器を持って戦うのではないですか。それほど重大なことを彼らはしておられることを、重大な決意を持って私は行動に訴えることを、多分、他に代替するものが幾らでもあると辞さないというふうな訴え続けたいわけでありまして。多分、他に代替するものが幾らでもあるではないかという意見もなきはないと思ひます。しかし、他に代替ができないのが食文化の文化たるゆえんでありまして、大臣、この鯨文化についての見解をもう一度伺っておきたい。

○加藤国務大臣 今吉浦委員のおっしゃいましたのと同じで、私も若いころ鯨ステーキを食べ、あるいは鯨のさしに酔みそをつけたあのおいしさを今思い出しておるところでございます。東京市内にも二、三軒そういう店がありまして、そこへ行って食べた。そして我が青春を鯨肉によって培ってもらった思い出を思い出しておるところでございます。また、ヒンズー教徒、イスラム教徒あるいはヒンズー教、イスラム教の外国のそれぞれの国の国賓が我が日本へ来られたとき、あるいはまた私自身が訪問したとき、その戒律の厳しさというものを、そしてまたその戒律に従って食生活を律しておる、そこら辺にはある面ではいろいろな問題を考えさせられるわけでございますが、し

かしそれが当たり前であり、また当然であるというふうな考えのもとに、そういった倫理観の上で生活をされておる方々というものを多く見てきておるわけでございます。先ほどお答えしましたように、他人に迷惑をかけない限り、その国の食生活、その国の倫理観というものは、これは当然尊重し、守っていかなくてはならない問題であると考えます。

○吉浦委員 特に問題なのは、この鯨肉が学校給食の場で使用されなくなってきたということでありまして、福井県のある養護学校の栄養士さんの書かれた本を見ますと、昭和四十年代、安くて栄養価の高い鯨肉は月に一回は使用されたが、五十年代になると鯨肉の献立は学校給食のメニューから徐々に消えていきました、こういうふうな記述がございます。義務教育制度を採用している我が国にとり、食文化の中の学校給食の位置は高いと言わなければならぬというふうな思ひます。学校給食はいろいろ批判される面も多々あるとは思ひますが、それだけまた関心も高いわけでありまして、鯨肉が使用されなくなっている現実をどう考へておられるのか。給食から鯨肉が消えるということは、鯨というものは食べるものではないという教育をしているに等しいのではないかと思ふわけでありまして、鯨を食べて育った世代としてはその辺気になるところであります。また、使用したくても鯨肉が高いので使用しないようにという指示も出ているとも聞いています。わけでありまして、この点、文部省はどう考へておられますか。

○石川説明員 先生今御指摘の点でございますが、学校給食においては、お話のように食習慣の形成ということが教育的意義として大変重要なことであるというふうに考へておりました。このような観点から、我が国の食文化の継承といひますか、広くそういったことができるように十分配慮してきておるところでございます。御指摘の鯨肉ということに關しまして、御承知のように戦後の我が国の大変厳しい食糧事情

の中で貴重な動物性のたんばく源であったというふうなことを踏まえまして、学校給食の献立におきましても大変大きく活用してきたという経緯がございます。特に現在、学校給食におきましては食文化というふうな観点を含めまして御飯の給食というものの普及を大々推進しておるところでございます。その際参考の献立集というふうなものを一つ一つおるわけでございますが、そういう中でも鯨のお肉を使った献立というものを幾つか含めまして、その使用というふうなことは考へてきたという歴史がございます。

しかしながら、先生もお話のように、外洋捕鯨の制限というふうなことから今日では鯨の肉の供給量そのものが大変少なくなってきた。また価格面でも、従来の低廉な価格というものが維持できなくなってきたというふうな背景をいたしまして、大変残念なことではございますが、御指摘のように年々鯨の献立というものが減少してきておるという実態でございます。

○吉浦委員 文部省、結構でございます。ありがとうございます。ところで農水大臣、今子供たちの学校給食から鯨肉が諸般の事情で使われなくなってきたという現実がおわかりになったと思ふのです。よき伝統というものは親から子供に、あるいは子供から孫にというふうな伝承をしなければならないと思ふわけでありまして。親は鯨の恩恵に浴して育ち、その子は諸般の事情で鯨肉を食べることが少なくなった、次に孫は全然鯨を食べることがないというふうなことはなりかねないと思ふのです。それこそ、鯨は食用として利用すべきではないという反捕鯨団体の思ふつばにはまる結果にはなりはしないか、こういうふうに思ふわけでありまして、捕鯨に造詣の深いC・W・ニコル氏は次のように言っておるわけでありまして。『各国の捕鯨反対者は、日本を標的に据えてのキャンペーンで途方もない成功をおさめた。ただし、鯨を救うことにではない。恐ろしく強大な職業的抗議団体をこしらへ上げることにである。』こういう文章を書いておられます。こうし

た反捕鯨団体の強力なるプロパガンダの前には、理と法を持って対処するのみでは我が食文化を守り切れぬのではないかと私は思うわけでございまして、このまま手をこまねいていけば、子供たちに、鯨を食べることは悪いことなのだ、野蛮な行為なのだというような観念を植えつけられるし、後世に禍根を残すことになりはしないかと心配をいたしております。だから、私たちはかようなことに絶対にならないように断固たる決意を持たなければならぬというふうに思うわけでございまして。学校給食と反捕鯨団体のプロパガンダに対する大臣の感想を伺っておきたいのです。

○加藤国務大臣 先ほど文部省の方からお答えいたしましたわけでございますが、鯨肉の供給量が少なくなるといふこと、あるいはまた高価になるといふこと、こゝろ辺の問題は問題としてあると思うわけでございまして。私も国務大臣として学校給食には重大なる関心を持っております。また、農林水産大臣としまして、子供に鯨肉の味というものの、感觸というものを味わわしてあげたい、こういう気持ちはいっぱいでございまして、またそれに加うるに、米の消費拡大も学校給食でやらなくてはならぬし、牛乳の消費拡大もやらなくてはならない。いろいろな問題点、立場があるわけでございまして、要はおいしくて安いもの、そして日本型食生活の一つのパターンを守りながら学校給食というものを維持発展させていかなくてはならない。

また、反捕鯨団体のいろいろな動き、問題、あるいはまた、日本の捕鯨に対して国際的なそういう問題がつくり上げられたことに對する感想をというお話でございまして。率直に申し上げます、いろいろな感想があります。日本の首脳がアメリカへ行きますと、ホワイトハウスの周りに鯨の風船を持ってきてやるといふ運動をやったり、あるいはまた、オーケランドへ行きますとグリーンピアスの皆さん方が沈めた船をオーケランドの港の一番重要なところへ展示して、これ見よというようにやっておたり、いろいろな感慨があるわけ

でございます。自然環境の保全ということと反捕鯨ということとは、そういう面でおのずからの相違もあるという気持ちは持つておられるわけでございまして。先ほど来おっしゃっておられます我が国の食文化あるいは長い歴史と文化と伝統、こういうものを踏まえながら、より国際的に我々の考え方を理解し納得をしていただくように、さらにさらに頑張らなくてはならないという感じを強く持つております。

○吉浦委員 次に、水産外交の姿勢についてお尋ねをいたしておきたいと思いますが、先ほど同僚議員の方からも厳しい追求がございましたけれども、私も変わつた点でお願いしたいと思ひます。

我が国の外交を見て感じる点は、問題が起ころとその問題点を徹底的に掘り下げて議論するのではなくて、諸般の事情を考慮しつつ押されるがままに譲歩に譲歩を重ねるという傾向が多分にあったのではないかとこのように思うわけであります。これが日本たまたまという傾向を助長したのではないかとこのように思うわけであります。日本はたまたまたまたま譲歩するという観念を相手国に持たせたのではないかとこのように思うわけであります。水産外交の歴史が端的にそれを物語っているというふうに私は思うわけであります。例えば日米交渉に当たって、かつては百万トン以上もあつた漁獲量が今ではもう限りなくゼロに近い、こういうふうな抑え込まれていくわけに近いです。IWCのモラトリアムにしても、米国内法のPM修正法のおどしが異議申し立てを撤回するという形で商業捕鯨からの撤退を余儀なくされていくわけでありまして、私はこれはまさに譲歩の歴史であつたというふうに思うわけです。これでは我が国のたまたま源を確保する漁業を発展させることはできないのでありまして、中曽根総理は訪米の前に水産庁長官を呼ばれて、調査捕鯨の頭数はアメリカにアンフェアと思われないような数字にしようというふうな指示されたと言間言われておるわけでありまして、この話を聞いて私は、総理は我が国捕鯨産業のことを何一つ存じておられ

ないのじゃないかと思うわけであります。日米外交とはアメリカの言うことを聞くだけではないはずであります。自民党の二階堂氏、聞くまでもありませんけれども、総理のアメリカ一辺倒に對し批判をして、外国に言うべきことは言わなければならぬ、こう言われております。ボクシングに例えますと、殴り合いのけんかを始めて友情が生まれるという言葉もあるわけでありまして、アメリカはそういう国ではないのか、私はそういう点からすると、ノーはノーというふうにはつきりと言ふべきじゃないか、できないことは何でも動かないという態度が今こそ必要などきではないか、こう思うわけであります。

先年、イギリスで開催されましたIWC総会の席上で、日本の立場を穏やかに訴えておられた我が国代表が、鯨の血と称する赤いインクを全身に浴びせられた、そういう姿をテレビで拝見をいたしました。これは我が国代表に對する悪あがき侮辱でありまして、我が国政府はこのときどういう態度をとつたのか。また、日中国交回復がなされていない当時に、日中貿易交渉を行つているときに、会議が終了したと勘違いした職員が国旗をおろすという誤りがありました。こういう悪意のないケアレミスでありましたが、この事件のために数年貿易がとまったというふうにも聞いておるわけであります。

この事例からすると、悪意に満ちた侮辱は、我が国をしてIWCを脱退してもおかしくない事件ではなかつたのか。我々はこの事件を絶対に忘れてはならないというふうな考えを、IWCがこれ以上その持つ本来の使命を忘却するやうなことがあれば、相当な決意をしなければならぬと考えるわけであります。その点、どういうふうにお考えなのか、お答えをいただきたい。

（保利委員長代理退席、委員長着席）
○加藤国務大臣 過去にIWC年次会合におきまして、我が国代表が環境保護団体の者から礼を失する取り扱いを受けたことは、今おっしゃいましたように確かにございました。かかる事件に對し

まして、政府といたしましては開催国であるイギリスに對し嚴重な抗議を行うとともに、我が国代表団の身辺安全確保に對する要請を行ったところでございまして。かかる事態というのは、IWCをめぐる情勢の一端を示すものではありますけれども、我が国といたしましては、国際捕鯨取締条約そのものの問題ではなくして、IWCの運営に問題があると考え、午前中にもお答えしましたが、本年のIWC年次会合でIWC出席者資格要件の強化を提案し、受け入れさせたところでございまして。どうぞそこら辺をよろしく御理解いただきたいと思ひ次第でございます。

なお、中曽根総理が云々というお話がございましたが、水産庁長官にそういう御指示はなかつたわけでございまして。あるとするならば私にあるわけでございまして、そういうことはなかつたということ、この席をおかりしましてはつきり申し上げておきたいと思ひ次第でございます。

○吉浦委員 調査捕鯨について若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

IWCの今回の会議の焦点は、まさにこの調査捕鯨にあつたわけであります。我が国が提出していた資源把握のための調査捕鯨計画についてIWC科学委員会が疑念を解消しない限り実施は認めない、こういう勧告決議が採択されております。今日のIWCの大勢から見ても、事実上の中止を迫る内容となつたのであります。参加をされました代表の斎藤コミッショナーも、IWC科学委員会は反科学的、反法律的であり、非常に失望したというふうな抗議をされたのであります。私もまさしく同感でありまして、このIWC決定を絶対に容認することができないというふうな考えを強く持っております。

そこで、そもそも調査捕鯨とは一体何であつたのか。我々は、IWCに加入しているのは、IWC条約に基づいてIWCが運営されることを保証されているから加盟をしているのであつて、条約はいわば憲法であります。憲法に抵触する法律は無効であることは道理であると考えられるものであり

まして、条約第八条に規定される調査捕鯨は、捕鯨の主権に基づく科学的研究のためと限定してありますが、明確に規定をいたしているところであり、また、一九四六年の国際捕鯨会議において、アメリカは科学調査捕鯨に関する第八条を含む提案を会議に提出し、その結果第八条には二項が挿入され、全会一致で採用されたという経緯があるわけであり、条約の締結政府の権利は、主としてアメリカが中心となつて提案され、作成されていたものであることは明白であります。ところで、いわば憲法と言ふべき第八条に抵触する勧告決定というものの効力はいかなるものというふうな政府は考えておられるのか、この点をまずお答えいただきたい。

○佐竹政府委員 八条に基づく調査捕獲の性格については、既に先生から御説明のあったとおりでございます。これはまさに条約上の権利、締約国の権利でございます。

一方、第六条には、「委員会は、鯨又は捕鯨及びこの条約の目的に関する事項について、締約政府に随時勧告を行うことができる」という規定があるわけでございます。この六条と八条の関係を含めまして、今回のIWCの会議の席上でも日本及びアメリカの意見が分かれたわけでございます。六条の勧告で、特に日本に対する勧告につきましては、ただいま先生も御指摘ございましたように、実質的な中止勧告であるということでございます。形式上はアンサーテインな部分が説明されるまで延期せよということでございますので、一応六条に基づく勧告として有効であるというふうな解釈も成り立たないわけではないというふうな考えをおるわけでございます。

○吉浦委員 その第六条による勧告権によつて第八条の権利を正当に制限し得るかという問題が出るというふうな思ひますが、勧告というものは説き勧めることであるわけであり、勧告権者のなす勧告というのは通常尊重して評価され、検討されるものの、それ自体法的強制力を有するものではないとされているものであります。した

がつて、その勧告に従わなかつたからとして、法的には何らの制裁及び不利益を受けることはないというふうな解されるわけであり、そうした勧告に基づいて八条の調査捕鯨の権利が、相手の自発的受け入れなしに正当に制限されないことは自明の理と言わなければならぬというふうなことは思います。勧告という法的強制力を有しない権利に基づいて現に付与されている権利を否定するような自己矛盾は、法の立法趣旨、目的からも容認されないと、確信するのであります。したがつて、この条約に反する勧告は条約で認められた勧告と言えないわけでありまして、法的効果は有しないというふうな私は解しますが、政府の見解はどういうふうにお持ちなのか。

○佐竹政府委員 六条の勧告に基づきまして八条の権利の行使が制約されないということは、これはもう先生のおっしゃられるとおりでございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、それでは六条は無効であるかということになります。特に我が国に対する勧告は、その不明確な部分が説明されるまで一時延期せよという勧告でございます。そのような観点から見ても、六条の勧告としてIWCの条約上全く無効であると言ひ切れるかどうかというところになると、やや問題が残るよう

に考えております。

○吉浦委員 キャリオ提案に基づく調査中止勧告決議は、八条に定める締結政府の権利を否定せんとする内容の決議であります。調査中止勧告決議からは、第八条の締結政府の権利を尊重しようとする姿勢は全く見られないものであると考へてゐるわけでありまして、かかる調査中止勧告決議はIWC条約に違反する決議でありまして無効であるもの、ここからは締結政府を法的に拘束するもの、この点、政府はどのような見解を持っておりますか。

○佐竹政府委員 確かに一つの御見解だと思つておるわけでございますけれども、先ほども御説明したよ

うな理論構成も可能でございますし、一応IWCの会議の席上正規の手続を経て決められた議決でございますので、これを全く無効である、効果が無いというふうな言い切れるかどうかにつきましては、これは条約の解釈の問題でございます。では、正確には外務省からお答えいただかなければいけないかと思ひますが、水産庁としても、そこまで言い切れるかどうかという点については、先ほど来申し上げたように問題点が残るのではないかと、このように思つておるわけでございます。

○吉浦委員 この調査中止勧告決議を提案したイギリス及びこれに賛成した諸国も、当然この条約の遵守義務を負つてゐるわけであり、かかる条約遵守義務に違反する行為が平然と行われることがまかり通つてゐること自体異常と言わざるを得ないと思つておるわけであり、我が代表はこの点を指摘されたかどうか。私は、アイスランドのIWC委員で漁業大臣による声明文を読みましたが、非常に明確に指摘をしてゐる態度に感銘を受けた者の一人であり、言ふべきことははっきり言われたかどうか、お答えをいただきたい。

○佐竹政府委員 私は齊藤コミッシヨナーから、その点は明確に指摘したというふうな聞いておるわけでございます。

○吉浦委員 次に、米国内法でありますバックウッド・マグナソン修正法について伺つておきたいと思ひます。

この法律があるためにIWC勧告というものを無理やり導き出して、八条の締結政府の権利を強引に封じ込めようとしてゐるわけであり、この修正法をよく読みますと、「国際捕鯨取締条約の効果を減殺するような漁業活動、貿易または捕獲を直接あるいは間接に行つてゐる外国については、その旨商務長官が証明した場合、商務長官は商務長官と協力して当該外国に与えられた割り当てをその時点で五〇%以上削減する。その後一年間を経過して上記証明が取り消されない場合、残りの割り当ても取り消される。」と云されてお

りますが、私は、調査中止勧告決議は無効なものでありますから、P.M.修正法の発動はあり得ないというふうな考へるものであります。仮に米国内法が証明を出し、割り当てを削減するようなことになれば、その時点で米国内法に基づいて行政訴訟を起して戦うこともできるというふうな考へるわけであり、勝訴は法的意味からも十分に確信できるものではないかというふうな考へますが、この点政府はどのような考へをお持ちか。

○佐竹政府委員 キャリオ提案が今IWCの会議に提起されたゆゑは、まさにこのバックウッド・マグナソン法の発動要件を明確にするためというふうな私どもは理解しております。したがつて、IWCの第六条に基づく勧告がなされたにもかかわらず、ただいま先生が読み上げられたような条文に該当するような行為を行つた国に対しては当然これを発動すべし、発動するという解釈にアメリカ側は立つてゐるわけでございます。もちろんそのような行政運用に対して日本側から訴訟が提起できるかどうかという問題は確かにございます。たしかアメリカの法制ではそのようなことも可能かと思ひますが、一応一時的にはアメリカの行政庁に、アメリカの法律でございますからアメリカの商務省に法律の解釈権がございます。後ほどそれは訴訟では争えることはあるかと思ひますが、したがつて、彼らは絶対この法律があり、かつキャリオ提案がなされてゐる以上、六条の勧告として日本に対して延期勧告がなされてゐる以上は、このバックウッド・マグナソン法を適用して日本に対する漁獲高割り当てを減らすことは、まさにこの法律の精神に沿つたものであるとアメリカの商務省は解釈してゐるものと考へております。

○吉浦委員 午前中の参考人質疑において、日本捕鯨協会の稲垣理事長、全日海の土井組合長、それから長崎先生等の意見を拝聴いたしましたわけであり、我が国捕鯨産業の危機まさにきまわれりという感を強くしたわけでありまして、もはやその逡巡は許されぬ。失ふべき何物もないので

はないかというふう思うわけです。米国は自国の二百海里から我が国漁船を追い出す政策を現にとっているわけでありまして、今は以前と比較して限りなくゼロに近い数量を甘んじて受けている状態でありまして、もうまさに失う物は既にないと言つてもよいのではないかとこのように思うわけでありまして。

ここで調査捕鯨を政府は諸般の事情を考慮して断念するようになつたならば、重大な結果を招くことは間違いないと思ふのです。先ほどから出ておりますように、今漁期でないものがどうして来漁期であるか、その保証はないわけでありまして、今漁期やらないという事は永久にやらないということに等しいと思ふのです。この点、政府の決意を、これは大臣からお聞きしたい。

○加藤国務大臣 先ほど来お答え申し上げておりますように、我が国としては断念するわけにはいきません。そして、最大限の努力を行いますという事を申し上げておきたいと思ひまして、吉浦委員にもその点を申し上げておきたいと思ひます。

○吉浦委員 一部から、主権に基づく調査捕鯨ではなくて、IWCにあるいはFAOが行うこととし、その委託を受けて我が国が実施するようにしたらどうかという意見もあるわけでありまして、こういう状況では現実性がないように思ふわけでありまして、長官、この点はどういうふうにお考えでいらつしやるか。

○佐竹政府委員 IWCがみずからその調査を実施するという事は、IWCの性格その他から見まして、これは現実性がないものというふうにお考えしておりますけれども、何らかの意味でFAOにこの調査に参与してもらうという事は、日本の調査捕鯨が疑似商業捕鯨ではないという事を明確にするための一つの手段であるかと思ふわけでありまして、これはFAO側の意向もあるわけでありまして、その可能性については私もまだ探つてまいりたい、かように考えております。

○吉浦委員 次に、生存捕鯨について伺つておきたいのです。

これに対して我が国は、我が国小型捕鯨の歴史、実態、また地域における必要性について説明をいたしたわけでありまして、あるいはその原住民生存捕鯨にかゝる第三の道を提案しなければならぬと思ふわけでありまして。中国等による原住民生存捕鯨の定義を明確にすべしとの提案が受け入れられて、門前払いだけは回避することができたというふう聞いております。科学委員会の中に分科会を設けて来年度の総会に報告されることとなつておりますが、小型捕鯨業の和田町でありますとか鮎川でありますとか釧路、網走にとつては存亡の危機となつたのであります。次期総会までの結論が保留されることで、来漁期の四月、五月、六月は確実に漁ができないことになつたわけでありまして、この点は早急に対策を講じなければならぬ問題であるというふうにお考えます。この点、どう対処されるおつもりなのか。また、斉藤コミッショナーをして指一本ひつかつたというふうにお話ししましたが、私は、次期総会までに外交努力を初め、いろいろとやるべきことがあるのではないかと思ふわけでありまして。政府の特段の努力を期待したいと同時に、どう進められるのか、この点伺つておきたいのです。

○佐竹政府委員 生存捕鯨については、これは条約上明確に認められておられるわけでありまして、その実例として、米国のアラスカ、デンマーク、ソ連でございます。したがって、我が国が生存捕鯨として我が国の沿岸捕鯨を認知してもらつた場合には、既に認められておる三つの事例と同じような性格のものとして構成していかねばならぬと思ふわけでありまして、例えば捕獲頭数とかその流通の実態とか、あるいはそれによる利益の分配方法とかそういうものを、既に認められておる三つの例と同じように構成していかねばならぬわけでありまして。私も現在出している案について、さらにそういう観点から詰めてまいりたいと思ふわけでありまして。

それからまた、これが条約上認知されるためには、これは調査捕鯨と異なりまして附表の修正が必要になるわけでありまして、そのためには四分の三の同意を獲得しなければならぬわけでありまして。これは、現在のIWCの雰囲気からいまして大変難しい問題ではございませんけれども、先ほど申し上げましたような作業、つまり既に認められておるものと全く同様であるというふうな構成することによつて加盟国の理解を深め、正式に認知させるように、来年度の総会までの間に努力してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○吉浦委員 鯨の輸入について伺つておきたいのですが、我が国は、国際捕鯨取締条約を誠実に遵守する意味から、その規制の外にいる諸国から、一部海賊捕鯨が横行している事実にかんがみて、鯨肉の輸入を禁じているわけでありまして。昨今、IWC未加盟の台湾から密輸入がなされたという事件は、このIWC条約を遵守している我が国にとつて非常に残念なことでありまして。我が国の捕鯨について悪意を持った反捕鯨団体が多い中、誠実に条約を遵守されていても非難される中で、事件だけにその真意が疑われないものであつて、誠実に外交努力で説明していかねばならぬことはもちろんであります。事件については国内法に基づいて厳正に捜査をし、処断すべきは処断していかねばならぬと思ひます。捜査当局の努力に期待するものであります。

密輸がなされるのは国内における需要に対して供給がなされないため、特に鯨肉価格が異常な高騰を来しているためであると私は思ひます。鯨肉輸入については、IWC加盟国からの輸入は禁止してはならないのであります。米国内法のPM修正法のたがはまっておりますが、IWC加盟の捕鯨国からの輸入も、モラトリウムに異議申し立てをなしている国からの輸入については、国際捕鯨条約の効果を減殺する貿易上の理由から、実質的には輸入許可を出せずに保税倉庫に荷が凍結状態になつていくという事実があるわけでありまして。輸入の一

件一件につき米国内に照会をいたして、許可を得るかどうかを問ひ合はせているような状態。何ゆゑに、我が国内での手続に外国法令のたがはめられておることを許しているのか。こんな理不尽なことが許されていいものかどうか。片方では品物がなれないために鯨肉が高騰している。どうしても買わなければならない業者はそれでも競つて買うわけでありまして。最終的にそのツケは最終消費者が払うことになるわけでありまして。この現実を当局はどういうふうにお考えおられるのか。

また、国禁を犯してしまふ不心得者も出るわけでありまして。私は、IWC加盟の捕鯨国であれば、モラトリウムに異議申し立てをしていてもIWC条約の権利として異議申し立てができるのであるから、一概にIWC条約の効果を減殺しているといふ決めつけるのは当を得ていないのではないかとこのように考えるものであります。国内の状況を見ますと、例えば尾の身が一キログラム三万円とか四万円というふうな異常な事態に終止符を打つべく、勇断を持つて異議申し立て国からも輸入を許可すべきであるというふうにお考えが、政府の考え方を述べていただきたい。

○佐竹政府委員 経済的に申せばただいま先生から御指摘のあつたとおりでございます。需要のあるところ供給は絞られる、だから価格が上がる、したがつて違法に入れようとする不届き者が出てくる、こういうことであるかと思ひます。そういう側面は否定できません。しかしながら、我が国も現在IWCに加盟しております。その決議に我々としては大いに異論があるわけではございませんけれども、モラトリウムがしかれておるわけでありまして。したがって、これを自由に輸入ができるということになればモラトリウムの決議をした意味がなくなるわけでありまして、我が国としてもIWCにとどまつておる以上、我が国が輸入を認めることによってまさにモラトリウムの意味がなくなつてしまふというやうなことをするわけにはまいらないわけでありまして。特に現在、先生の冒頭の御発言にもございま

したように、そのようなことが起る日本が調査捕獲を実施するということは擬似商業捕鯨ではないかという疑惑を招いているわけでごさいます。この点につきましては、現在の輸入規制は現在以上にきつと守つていきたいと考えておるわけでごさいます。

○吉浦委員 私、鯨肉の輸入を差しとめる法的根拠は国内的には何もないのではないかと、こういうふうに思っています。あるとすれば、あれはそれを明らかにしていただきたいのですが、当局は今日の高騰している鯨肉の価格を引き下げるべき責任はありますし、放置して高騰価格を維持する権限はないわけでありまして、高騰している鯨肉価格を輸入によって引き下げを行うように行政指導をするのは当局の当然の責任であると思うわけでありまして、それを何のかんとの理由をつけてやらないのは責任の放棄であると思うわけでありまして、それは許可しないということの不当を業者が裁判に訴え出たらどうするのか。政府は非常に弱い立場に追い込まれるのではないかと。裁判の結果が国の負けになるような公算は非常に高いのではないかと。そんなことになつても現在のPM修正法の配慮政策を続行するつもりなのかどうか、お答えをいただきたい。

○佐竹政府委員 これは輸出入貿易管理令に基づきまして明確な法律の根拠を持つて規制をしているわけでごさいます。野生動物植物と同様な取り扱いがなされているわけでごさいます。したがって、この取り扱いについて訴訟が起きたとしても、私も、私どもは万が一負けることはないと思つておる次第でごさいます。

それから、不当に価格が騰貴しているものについて行政指導すべきではないかという御意見でございますが、例えば先般米共同捕鯨が南極洋で捕獲したミンクジラについて異常に価格が騰貴したという事実がございまして、これは確かに余り好ましいことではないわけでごさいます。ただその場合、それではいかなる価格水準が適正であるかという問題がございまして、また、行政と

してどこまで追い続けられるか、ある部分だけ統制しなくてもまたその次の段階で不当な価格、利益を上げる者が出るというようなことがあつては趣旨が徹底しないわけでごさいます。そういういろいろな問題点がございまして、現在のところ特段の措置はとつてないわけでごさいます。特に目に余るような現象が出てくるということであれば御指摘いただきまして、私どももまたそれを真剣に検討したいと考えております。

○吉浦委員 現在のIWCの現状を仄聞しますと、これが国際機関としての機能を本分に果たしているのかどうかと疑問でならないわけでありまして、すべからず団体というものは目的とする使命があるわけでありまして、それを誠実に実現するために存在意義があるのでありまして、一方のみの奉仕者であつてはならないわけでありまして。鯨類の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展は車の両輪でなければならぬ、こう思っています。

IWCは多数の非捕鯨国が不明瞭な形で加盟しております。科学的論議をよきに數の力で捕鯨国の意向を踏みにじる前時代的、感情的運営に陥つておるのではないかと、思つております。かかる団体には我が国がかかわり、しかも誠実に押しつけられた義務を履行しても、しよせん意味のないことではないかと私は思つております。IWCに加盟しているメリットは現状では一体何があるのか、それに引きかえて、脱退を選択した場合のデメリットは何があるのかこの際明確にして、国民の選択を求めるのも一つの道かもしれないと思つております。私は決して名譽ある孤立を求めるものではないと思つておる。誠実に捕鯨を産業として振興したいと考える諸国にはかつて新たな国際機関を設立していくのも一つの選択じゃないか、この点、どういうふうにお考えか。

○佐竹政府委員 まず、メリット、デメリットの点について私から御説明申し上げたいと思つております。メリットでございまして、ここ数年のIWCの運営につきましては、確かに種々御指摘いただき

ましたように甚だ遺憾なものがございまして、条約本来の目的を達成してないではないかという評価が私どもとしてはあるわけでごさいます。過去にさかのぼつて、鯨類資源の保全にIWCが果たした役割というところもまた否定できないわけでごさいます。恐らくこの機関がなければ鯨資源は絶滅した可能性はないとは言えないわけでごさいます。したがって、私どもとしてはそのような過去の役割、IWCが機能していた正当な役割を復活させるように努力してまいりたいと思つておるわけでごさいます。

他面、脱退ということになりました場合には、先ほど来大臣がお答えいたしましたように、我が国の地位いかんという問題がもちろんございまして、それから、水産の面に限つてみれば、アメリカ海域での操業についていろいろ問題点が出てくるわけでごさいます。これも既に委員から御指摘がありまして、細かい答弁は省略させていただきます。

○吉浦委員 捕鯨問題で最後の質問をさせていただきます。

我が国の捕鯨がここまで追詰められたのは、二百海里時代を見通して確固たる施策がなかったからじゃないかというふうに思つております。外交交渉の都度譲歩を強く求められて、それに対抗する手段を何一つ持たなかつたためだつたらう、こう思つております。対抗手段を持つことが相手国を刺激してはいけません。余計な配慮が我が国の立場を弱くしたのじゃないか、こう思つております。今までも我が国は、相手国のごり押しと思えるような要求に対処する有効な手段を持ち合わせていなかったものでありますから、我々野党は、与党も含めて、こうした我が国水産外交に汚点となるような弱點に配慮して対抗法案を考へてまいりました。議員立法としてぜひ成立をさせたいというふうに考えてきました。この際私はまじめな議論を求めたい、こういうふうにお考えを。今求められてゐるのは外国に対する配慮ではなく、我が基盤を固めるときである、私は強く訴えたいわけであ

ります。この点所見を大臣に求めて、捕鯨に関する質問は一応これで終わらせていただきます。お答えいただきたい。

○加藤國務大臣 対抗法案の問題につきましては新盛委員にもお答えいたしましたところでごさいます。一つはガットとの関連、それからその他我が国と諸外国との関係全般に及ぼす影響等を勘案しまして総合的に判断すべきであり、慎重な対応が必要である、こう考えておるところでごさいます。

○吉浦委員 一応捕鯨の方はこれで終わらしていただきます。ぜひ今日聞いておかなければならない点がございますので、養鯨関係で少しばかり質問させていただきます。養鯨関係で少しばかり質問させていただきます。

何回もこの委員会でも取り上げている問題でありまして、養鯨関係で少しばかり質問させていただきます。

卵は物価の優等生、養鯨は農業の優等生、こう言われております。ところが、今年卵価が急激に下がりました。養鯨農家は大変な状態になつておるわけでありまして。

卵価を調べてまいりますと、この四月、五月の東京市場卵価は、四月が平均キロ当たり百四十四円、五月が百四十九円、農水省から統計をいただきました。昭和二十八年から今日の鶏卵の相場推移表等もいただきましたが、どうやら、昭和二十八年から相場の表がとつてございまして、これによりまして恐らく最低ではないか。この卵価は卸売段階の価格で、千葉県の養鯨農家に聞いてまいりますと、農家が受ける段階での価格は卸売価格より四十円近く低いのでありますから、この四月、五月の農家の手取り価格はキロ百円そこそこ、一個の卵はその重量六十四グラムぐらいです。それから、一個の卵価がわずかに六、七円です。戦後今日まで四十年、これほど安い卵はなかつたはずであります。全く驚く卵価になつておりますが、これだけ安くて養鯨農家が生活できるというふうにお考えなかがどうか。農家はだれでもやつていけないのが実情でありまして、これはつくれば

つくるほど借金があるという状態。計画生産を国が一生涯指導されてきている中でこういう問題が起つてきているわけであります。畜産局長も頭が痛いところでありましょうけれども、一部養鶏業者の大規模な増産がたびたび問題になっておりまして、私も再三四回この問題についてお話ししたわけでありまして、計画生産のものでどうしてこんな卵価になったのか、これが一点。採卵養鶏の現状はどのような状態なのか、まずこの二つの点を明確にお答えをいただきたい。

○京谷政府委員 卵の価格の状況でございますが、ただいま御指摘ございましたように本年の初めから卵価が低下をいたしました。最近におきまして、東京の卸売価格でキログラム当たり百四十円ないし百四十五円というレベルで低迷をしております。

御承知のとおり鶏卵の価格につきましては毎年の季節変動、それから一定の周期で起こります周期変動とのいわば混合として従来から変動が生じておるわけでございますが、最近におきましては、六十一年の夏から昨年の暮れにかけては比較的好調な状態が持続されておったわけでございます。そしてまたこの時期、御承知のとおり主要な生産資材でございますえさの価格が大変低下をした。円高あるいは輸出市場における相場が低迷をしたということで大まかコストが低下をしたわけでございまして、この経過の中で採卵鶏の飼養羽数が大変増加をしたわけでございます。かねてこの採卵鶏の増加を需要の動向に応じて調整をするために御指摘のとおり計画生産を進めておるわけでございますが、申し上げました一昨年来の比較的好調な価格の経過なり、あるいはえさの価格の急速な低下あるいは低位安定ということで計画生産による抑制をいわずに超えまして、大増産意欲が生産者の中に起こったわけでございまして、結果的に私どもの予想を超えた採卵鶏の飼養規模が生じておりまして、その結果本年に入りましては過剰生産の状況が生じて今日の大変長期的な、かつまた水準も大変低い低迷の状況が生じており

ます。私どもも大変憂慮をしております。

このような状況下で私どももまたいろいろな努力をしておりますが、確かに経営状況、現在実現している価格レベルでは大変収益性も低下することには明らかなのでございます。ただ、やや時間をとって検討してみますと、六十一年の生産費調査、これは六十一年の八月から七月にかけての所得状況を見ますと、生産費調査の結果では、百羽当たりの所得が約十一万円強というレベルでございます。昨年の夏場以降今日まで、ちょうど後半部分が相当卵価が低迷した状態でございまして、直近一カ年の期間で所得水準を想定いたしますと、百羽当たり大体七万二千円程度のレベルになっているのではないかと。しかしながら、現在の卵価水準がさらに長期に続くことになりまして、さらにこの所得と申しますか収益が悪化してまいりますので、この卵価回復のための努力が私どもとしても緊要の課題になっておると思っております。

また、この卵価の低迷に対処しまして、御承知のとおり鶏卵価格安定基金制度を準備しております。低迷期に入りましてからこの卵価基金から所要の補てんを行っております。一月から六月までの補てん総額は約二百二十六億円になっております。この補てんによりまして卵価低迷による所得減が価格安定基金への加入者については若干の手助けになっているというふうに考えておるわけでございます。

○吉浦委員 もうちょっと簡潔に答えてください、わかつておりますから。

私が指摘したいのは、大規模な増産に対する指導が甘いのじゃないかというふうに思うのです。これは、自民党の総合農政調査会会長の丹羽先生が会長を引き受けておられます日本養鶏協会が発行している日鶏情報というのがございまして、その最近号で、この六月末に開かれた養鶏協会の役員会の席上で農水省の担当官が出席をされました。この担当官が、五万羽以上飼養者の七割以上が羽数超過だ、言うなればやみ増産を七

割以上がやっているというふうにお答えです。こういう事態を知らないで今のようなお話なさっているわけじゃないかと私は思う。

そこで、この五万羽以上の大型経営のやみ増産者が一体何人いらっしゃるのか。五万羽以上ですよ。そのやみ増産の羽数は幾らなのか。第二に、どうしてこの大型経営が計画生産を守ろうとしないのか。この二点、簡潔にいいから御報告いただきたい。

○京谷政府委員 御承知のとおり、この飼養状況については、各都道府県あるいは国で分担をしまして定期的に調査をしております。昨年十一月の調査時点では、五万羽以上の飼養戸数、約三百七十戸弱でございますが、この中の約七割が私どもの調査では超過飼養を行っているものがあるという状況を掌握しております。

なお、これに対する是正指導を行っております。でございますが、さらに六十二年五月での調査、これはまだ仮集計の段階でございまして、最終的にはまだもう一回確認をする必要がございますが、ことし五月の調査結果の仮集計では総体の対象戸数が三百六十戸弱でございまして、そのうち六割弱が超過飼養者であるという状況を掌握しております。

○吉浦委員 ここで自主減産運動が今問題になって、その提案をされております。七百五十万羽の自主減産をしたいということで、この八月から実施するようになっております。そこで、今回各県に対して、自主減産運動を支援する体制をとるべきであると思っておりますが、この通達をお出しになりますか。出さなければ、はつきり答えにくいです。

○京谷政府委員 先生御指摘のとおり、現在の卵価低迷の状況に対処いたしまして、日本養鶏協会におきまして自主的な減産運動を展開することにしております。内容は、一斉にえづけ羽数を五％削減しよう、それから採卵鶏の数につきまして五％ないし一〇％、階層別に若干格差をつけま

数の削減をしよう、こういうことを決定いたしました。日本養鶏協会の自主運動として展開されることになっております。私どもも、これの実現、実行に向けてできる限りの支援、協力をしたいと考えておりまして、通達ということも一つの手段であれば、私どもも考えてまいりたいと思っております。

○吉浦委員 ぜひ通達を出して、その協力方を要請していただきたいんだ。ということは、自主減産をしてまいりますときに、必ず局長の通達が根拠として効いて、各県にそれがあつて初めて効力を発揮しているのです。ただここの議論しているだけじゃなくて、そういう誠意のあるところを示さなければ、言葉だけでは何にもなりませんから、行動に移してやっていただきたい。

時間が参りましたので、もう一点だけ、阪神鶏卵グループの件について私はこの三月ですか、局長に厳しくお願いをしたわけでありまして、これがその後どういうふうになっておりますか、この点をひとつお答えをいただきたい。

それから関連して、名前を挙げて恐縮ですが、青森県木造町でございまして、新潟県、これにやみ増産の農場ができています。新聞報道によりまして、青森県の場合に農地法に違反するということで大変厳しく県の方から指導があつて訴訟になっているようです。どういふふうにとらえていらつしやるか。この方々を呼び出してでも正体不明でありまして、九名の方がいらつしやるようですけれども、出てくるのは代理人ばかりということで実態がわからない。新潟県でもやはり同じようなことで、養鶏協会が反対をして断固中止させる決議をいたしておりますが、こういう問題についてどのような把握をなさるか、これに対する手だてをなさっているのか、簡潔で結構ですからお答えいただきたい。

○京谷政府委員 まず、お尋ねの去る三月に御質問いただきました阪神鶏卵グループの問題でございますが、御指摘のとおり、全国六カ所におきまして一定の計画を持って採卵鶏の経営をしよう

いうことで、ひなの育成から成鶏の飼養に至る一連の仕事が準備され、あるいは一部実行されつつあるわけでございます。私も、こういった構想が現在進められております計画生産のフレームの中で行われていくことが望ましいということ、阪神鶏卵グループの代表者等に、国直接あるいは関係の都道府県のお力もかりて、繰り返し計画生産への協力を呼びかけておりますが、現在のところまだ確たる結果が出ていない面もありますこと、大変残念であります。今後とも引き続きこの計画生産のフレームの中でこういった構想が進められるよう指導してまいりたいと思っております。

それから、二つ目に御指摘のありました青森県とそれから新潟県の案件でございます。私も情報を得ておりまして、関係の県と連絡をとって対処すべく努力しております。

まず青森県の問題につきましては、無断増羽という問題ももちろんでありますけれども、この無断増羽のための鶏舎建設が農地法の転用許可あるいは農振法に基づく開発許可を全く受けないで建設されているという事実があるようでございします。したがって、農地法の違反案件あるいは農振法の違反案件として厳正な措置がとられるよう青森県当局にも話をしているところでございます。

それから、新潟県の問題でございますが、これは県内におきまして、経営移転という構想のもとで移転構想が進められつつあるようでございします。私も、これは計画生産の枠組みの中で行われる移転、新築であれば問題がないのではないかと、この考え方で、そういう枠内での構想が実現されるように、県を通じて事実を確認し、必要な指導をするように連絡をとっておるわけでございます。そういった方向で今後とも努力していきたいと思っております。

○吉浦委員 時間になりましたので、最後にお願ひだけして終わりたいと思ひます。

この大規模なやみ増羽に対する抜本的な指導の改善をしなければならぬときに来ていると思うのです。まじめな人たちが減羽をしなければならぬ

ということならば、やみ増羽をやった人を先にやらない限りその協力を求めることはできないのです。もうつぶれるだけでありまして。負債二百三十億円とか、もう既にきのうの新聞等で大きく報道されている。ばたばた倒れ出している。これは新聞に出ない方が問題でありまして、新聞に出るのは大きなところだけしか出ない。だから、そういう面での抜本改善を政府はやらなければならぬ、こう思うのです。

それから、やみ増羽は行政指導でどうしてもめることができない、こういう段階ではないかとも思うのです。私は、これはやればできると思うのです。政府が甘い考えで今日まで来ているから、私もが責めるときだけ神妙な顔をして聞いていらつしやるけれども、それだけで終わっているようではならぬと思うのです。ですから、そういう点をぜひお願いしたい。

それから最後に、卵価基金等からの除外等も私は何回も申し上げました。飼料基金等からの除外も申し上げました。やみ増羽者に対して断固たる処置をとらなければならぬと思うのです。こういうことがなまぬいから今日こういう状態を招いたと思うのです。この卵価基金ももう底をついたのではないですか。これは今後どうなるのか。ちゃんと補助金を出してやってくれますか。この点だけ局長、答えていただきたい。

○京谷政府委員 卵価安定基金の財政状況は、先ほど申し上げましたように本年の一月から六月にかけて相当量の補てんをしております。余裕が乏しくなっていることは事実でございます。私も残されたこの財源の中で現在の苦境を何とか切り抜けるよう最大限の努力をしたいと考えております。

○吉浦委員 ありがとうございます。

○玉沢委員長 次回は、明二十九日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四分散会

大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律案

大豆たね交付金暫定措置法の一部を改正する法律

大豆たね交付金暫定措置法（昭和三十六年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次条」を「第四條」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「標準販売価格」の下に「（その標準販売価格が政令で定めるところにより生産者団体等的大豆又はなたねの販売価格の動向、輸入に係る大豆又はなたねの最低標準額を下回る場合にあっては、その最低標準額を加え、）第四條第一項」を「第五條第一項」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 政令で定めるところにより、販売することを行つての目的として大豆又はなたねの生産を主たるものと認められる生産者の生産費その他の大豆又はなたねの生産条件、大豆又はなたねの需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として農林水産大臣が定める金額（以下「基準価格」という。）

第二条第三項中「次条」を「第四條」に改め、同条第五項中「基準価格」の下に「及び第二項の最低標準額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項」を「第二項の最低標準額及び同項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、基準価格及び第二項の農林水産大臣の定める数量を定めるに当たつては、大豆生産又はなたね生産における生産性の向上及び大豆又はなたねの品質の改善に資するよう配慮するものとする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「相当する金額」の下に「（種類

等別の基準価格が定められる場合にあっては、その交付を受けた交付金の金額に相当する金額を各種別等別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額）を、「数量」の下に「（種類等別の基準価格が定められる場合にあっては、その売渡しの委託に係る各種別等別的大豆又はなたねの数量）を加え、同条第二項中「相当する金額」の下に「（種類等別の基準価格が定められる場合にあっては、その交付を受けた金額に相当する金額を各種別等別的大豆又はなたねに係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額）を加え、同条を第六条とする。

第四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「前条第一項」を「第二条第一項」に、「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第二項中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を第四條とする。

第二条の次に次の一項を加える。

第三条 農林水産大臣は、基準価格を大豆又はなたねの種類、銘柄又は等級の別（以下「種類等別」という。）に応じて定める場合には、標準販売価格及び前条第二項の最低標準額については種類等別に定めなければならない。この場合においては、前条第二項中「第一号の基準価格」とあるのは「種類等別（次条第一項に規定する種類等別をいう。）の第一号の基準価格」と、「大豆又はなたねの数量」とあるのは「当該種類等別的大豆又はなたねの数量」と、「農林水産大臣の定める数量」とあるのは「当該種類等別の農林水産大臣の定める数量」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」とする。

2 基準価格並びに標準販売価格及び前条第二項の最低標準額が種類等別に定められる場合における同項の規定の適用について必要な技術的試験等は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正後の大豆なたね交付金暫定措置法の規定は、大豆については昭和六十二年産のものから、なたねについては昭和六十三年産のものから適用する。

3 昭和六十一年以前の生産に係る大豆及び昭和六十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

理由

最近における大豆生産及びなたね生産をめぐる諸情勢の変化に対処し、大豆又はなたねに係る交付金について、生産性の向上及び品質の改善に資するように配慮しつつ生産状況等を的確に反映して交付するため、その金額の算定に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年八月五日印刷

昭和六十二年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K